

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十九回改定委員会

平成十五年九月二十二日（月曜日）

午後一時三十分開会 国際協力事業団 11ABCDEF 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長 / 委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長 / 委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
ビューロー / 委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー / 委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課
委員	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
ビューロー	鈴木 有津子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長
欠席委員		
ビューロー / 委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長

原科共同議長 こんにちは。時間になりましたので開始致します。それでは議事に従いまして、進めて参ります。本日で第 19 回の改定委員会でございます。予定通り進めば、今日の段階で終了となります。まず「第 18 回改定委員会以降の事務報告」をお願い致します。

事務局 富本（以下 富本） はい。実は今日、後程ご説明致しますが、事務局の交代がございまして、そのために私、富本がこの席に座わせて頂いております。それでは、まずお手元の資料の確認からさせていただきます。まず 1 枚目は今日のプログラムが書いております。その次のページを開いて頂きますと、事務局の報告がございまして。そしてその次「EC.19/2」というのがガイドライン改定委員会の提言案として、「1/57」から始まりまして「57/57」まででございます。本日はこれと同じものを、もう一部用意しております。今ご説明したのが、修正を残し文章の変更を分かりやすくしたもので、もう 1 つは全くその部分をなくして、提言案の形に正文したものでございます。前回環境省の田中委員よりご提案がございまして、このような形に致しました。

「57/57」の次が「EC.19/3 JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会 連携 D/D に関するコメント」ということで、メコン・ウォッチの松本委員よりご提案ありましたペーパーが出ております。もう 1 枚めくって頂きますと、「EC.19/4 JICA 環境社会配慮ガイドラインフォローアップ委員会設置要項（案）」というので、今日ご議論頂くことになっております。その次が「EC.19/5」で、この D/D の議論につきまして修正した案と、それを他のものと平仄をあわせたものを環境省の土居さんが用意して頂きましたので、これもあわせてご検討の材料として後程土居さんからご説明して頂くということにしております。それから本日原科共同議長より「EC.19/6 国際協力における環境社会配慮のあり方」という論文のコピーを頂きました。これも今日の資料とさせていただきます。以上、資料につきましてご説明致しましたが、お手元に資料のない方は是非手を挙げて頂いて、事務局より必要な部分を配布させます。よろしいでしょうか。

それでは、次に 1 ページめくって頂いて、「第 18 回改定委員会以降の事務報告」ということで、資料に基づきましてご説明致します。「(1)事務局の交代」9月22日付けの異動により、JICA 企画・評価部の環境・女性課長でございました鈴木規子が異動致しまして、交代で鈴木有津子が参りましたので、ご紹介致します。それでは鈴木さん、一言お願いします。

事務局 鈴木規子 鈴木でございます。本当にこのガイドラインの改定委員会について、皆様どうもありがとうございました。今日付けということで、最後まで JICA のガイドラインを作るところまで出来なかったのが非常に残念でございますが、後任者が適切にフォローしてくれるものと信じております。この場を借りまして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

富本 鈴木有津子よりご挨拶をお願いします。

事務局 鈴木有津子 どうぞ皆様よろしくお願ひ致します。

富本 以上が事務局の交代でございます。(2)と致しまして、提言起草グループ 第7回、第8回会合の開催(9月10日、11日)でございます。改定委員会提言(案)につきまして議論致しました。第7回の出席者は、國島共同議長、田中聡志委員、松本悟委員、氏家委員の代理として ECFA の佐々木氏、オブザーバーとして田中研一委員、環境省、ECFA ならびに JICA ということでございます。第8回には國島共同議長、原科共同議長、田中聡志委員、松本悟委員、氏家委員の代理として ECFA の佐々木氏の他、オブザーバーとして石田委員、田中研一委員、環境省、ECFA ならびに JICA が参加致しました。今日の提言(案)を作りました。

実は(3)として一部 D/D、連携 D/D の取り扱いについてペンディングになりましたので、この打ち合わせの開催を9月16日に行いました。起草グループの打ち合わせの際にペンディングになった、D/D 及び連携 D/D の取り扱いについての打ち合わせを行った。出席者は松本悟委員、田中委員の代理として環境省土居氏の他、石田委員、澤井委員、田中研一委員、ECFA ならびに JICA ということでございます。以上が「第18回改定委員会以降の事務報告」でございます。

原科共同議長 はい。どうもありがとうございました。それでは2番目の「ビューローによる打ち合わせの報告」でございます。この通り、今日の議事の進め方について打ち合わせ致しましたが、この議題にありますように「提言案の協議」ということで、修正が残っている資料(EC.19/2)を使って協議をしたいと思ひます。それからもう1つ、先程富本委員からご紹介ありましたように、フォローアップ委員会の設置要項についての検討もしたいと思っております。出来れば16時くらいまでに提言案の協議を終えまして、あとの時間でフォローアップ委員会の設置要項について検討したいと思っております。他に何かございますか。よろしいですか。富本委員、どうぞ。

富本 1つだけですが、この提言が出来ました段階で、10月の適切な時期に JICA への報告と、JICA 職員と一般向けの発表会をアレンジしたいと思っております。原科共同議長及びその他大勢の方々のご都合を聞いているところでございます。以上でございます。

原科共同議長 どうもありがとうございました。そのようなことで、発表会も次の段階として進めていきたいということでございます。それでは早速、提言案の協議に入りたいと思ひます。資料「EC.19/2」をご覧下さい。このように皆さんのご努力の結果、書き加えたり削除したり、相当苦勞して作ったという跡が見えます。これに沿って確認をしたいと思ひます。基本的に中身については十分議論したと思ひますので、表現の間違いや修正のミスがあつてはいけませんので、そのような観点からご議論頂きたいと思ひます。ただ不明確な部分で確定していないものに関しては、やはり議論が必要かと思ひ

ます。

最初は「1. はじめに」というところですが、最初の 1 ページだけにしましょうか。「はじめに」の部分の表現でございます。これはもう 1 つの修正を施して正文化した資料を参考に見て頂く方が、かえって見やすいかもしれません。情報を見ながら進めていきたいと思えます。数日前に皆さんには、資料をお送りしましたので目を通して頂いたかと思えますが、時間が短かったので難しかったかもしれません。一応そのような段取りは取っております。ここの部分で何かお気づきの点はありませんか。あまり複雑な修正はないと思えますから、もしよろしければ先に進みたいと思えます。

次は「1.2 改定委員会の作業と提言」で、メンバーリストになっております。これは英訳のことを考えまして、リストはアルファベット順でグループ別に並べております。それから次のページが審議の経過でございまして、これを振り返ってみますと、やはり随分行ったという気がします。4 ページのところには 9 月 22 日ということで今日の部分も書いており、ここまで行ったと記録しております。それから次は「検討の Scope」等ございまして、5 ページ目の 2 行目までが「1. はじめに」となっております。ご覧のように年号ですが、平成という表現をやはり西暦に直したということで進めております。それからオブザーバーという表現は、当日参加者という表現に直しております。

「4/57」の下のところですが、「今後の取り組み」というところで、先程議題として挙げたいと申し上げました、フォローアップ委員会のことも追加で明記しております。だいたいこのような表現でよろしいでしょうか。一通り進んで、また後で気がついた時に再度チェックをするということにしましょうか。國島共同議長、それでよろしいでしょうか。それでは一通り進めまして、最後にもう一度気が付いたらそれをチェックするという事に致します。

それでは「5/57」でございます。「2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況」でございます。「2.1 ODA 事業における JICA の役割」。このページでは、ベイシック・ヒューマン・ニーズという英語の表現を基礎生活分野という表現にし、なるべく日本語を使った方がいいということでしょうか。これは追加したということでしょうか。ベイシック・ヒューマン・ニーズだけでは分からないので、日本語も加えたということでしょうか。

田中委員（環境省）代理：土居氏（以下 土居氏） 全体を通じまして、例えば TOR ですとか略語も含めて、日本語と両方記載したということです。

原科共同議長 丁寧に、きちんとコミュニケーションしたということでございます。それからそのページの表は、このような修正になっております。どうぞ。

経済産業省 岩田氏（以下 岩田氏） 経済産業省ですが、細かい点については代わりに私から確認させて頂きたいと思えます。この表については各方面からの意見を基に、起草グループで新たに作成されるということだったと思えます。この資料を 2 日前に頂いたのですが、右端の欄の技術協力プロジェクトの承認段階で依然「JICA が担当」と

なっておりますが、確かにプラクティカルな面からみると署名交換を JICA がされるわけですが、それが政府への勧告になり、政府あるいは外務省が承認するということであり、経済産業省からその旨修正意見を出させて頂いておりました。そのところについて採用されていないのですが、理由としてはあくまでもプラクティカルな作業の観点から整理したという理解でよろしいのでしょうか。

原科共同議長 これは表を作られた方からご説明頂きたいと思います。富本委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

富本 おっしゃるとおりでございます。最初の段階からこのような形になったと思いますが、詳しく分析すれば今おっしゃったようなことも手続きもあるわけなのですが、実際に JICA のガイドラインを中心にしておりますので、プラクティカルな面からこのような形にさせて頂きました。

岩田氏 わかりました。

原科共同議長 なるべく簡略にということもあると思います。山崎委員、どうぞ。

山崎委員 役割分担については随分、私が欠席の時は代理も含めて意見を言わせて頂きましたが、このような形で整理して頂きましたので最終確認にしたいと思います。通則法というものがございまして。国と独立行政法人の役割分担が明確化されるわけですが、それに整合しているということで理解しておりますが、それで間違いないかという確認です。それともう一つは、外務省、主管省庁としてそのような理解でいいのだろうかという確認です。多分この委員会での議論を踏まえれば、その通則法とは整合的であるということだと思います。その点だけ確認したいと思います。

原科共同議長 それでは事務局どうぞ。

富本 JICA が新しく独法化になっても、通則法の理念及び規定に基づいて理解しておりますので、その判断で間違いございません。

原科共同議長 他にございますか。松本委員どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 一点細かいのですが、無償資金協力の準備段階に「基本設計調査を通じて」とあり、横の開発調査の場合は「開発調査を通じて」となっております。実は同じ調査といっても開発調査には事前調査も含み、本格調査もあり、一連の流れがあるわけです。基本設計調査というものは、ある 1 つの本格調査段階での概算を出すための 1 つの調査という非常に狭い概念であります。書き方について少々細かいですが、「予備調査及び基本設計調査を通じ」や「基本設計調査等を通じ」という形で、あまりこれだけに限定しないのが現実ではないかと思えます。

原科共同議長 この場合はどのような表現がいいか言ってもらわないと困るかと思えます。今日で中身を確定したいと思えますので、どのような表現がよろしいでしょうか。

松本委員（メコン・ウォッチ） 「予備調査及び基本設計調査を通じて」か、「基本設計調査等を通じて」というどちらかで私はいいと思います。ただ「等」ですと、一体何のことか分からないので、前者の方がより具体的でいいと思います。

原科共同議長 「予備調査及び基本設計調査を通じて」という表現に変えた方がいいというご意見ですが、いかがでしょうか。1つだけですと限定的になってしまいます。「等」にすると最低1個は含まれるということです。

事務局 上垣 無償資金協力部の上垣でございます。一般的に予備調査と基本設計調査を含めた意味合いで「事前調査」と呼んでおりますので、出来ましたら「事前の調査を通じて」という言葉の方が適当ではないかと考えます。

原科共同議長 いかがでしょうか。「事前の調査を通じて」ということでございます。よろしいでしょうか。では「事前の調査を通じて」という表現に致します。他に何かございますか。それではさらに進めて参ります。「7/57」、「8/57」、「9/57」にかけまして図が載っております。フォローチャートです。これはいかがでしょうか。どうぞ。

岩田氏 経済産業省ですが、これも細かい点ですので私から確認させて下さい。開発調査と技術協力プロジェクトのところで、S/W等の署名というところがあります。S/WあるいはR/Dです。このところは、より正確には「署名交換」というように交換という言葉を入れた方がいいのではないかと一点でございます。それからもう一つ確認ですが、9ページで技術協力プロジェクトの事後評価が協力終了後3~6年後となっております。6ではなく5ではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

原科共同議長 11ページですか。

岩田氏 修正が記載されている資料では9ページです。一番右下です。

原科共同議長 これは5ですか。確認致します。まず署名は「署名交換」という表現にした方がいいということですが、これはどなたに確認すればよろしいでしょうか。事務局でよろしいですか。

富本 事務局でございます。おっしゃるように「署名・交換」でいいと思います。それから「協力後3~5年後」という表現が正しいと思います。

原科共同議長 この3ヶ所です。

富本 ただしこれは多少ずれるということも当然のことですから、一般的な原則ということですが、6年目に行くことも当然でございますが、一般的な原則としてこのような形です。

原科共同議長 他にございますか。氏家委員、どうぞ。

氏家委員 修正が記載されている「7/57」から「9/57」の間で、準備段階について開発調査では事前調査、それから無償資金協力では予備調査、それから技術協力プロジェクトですと事前調査評価になると思います。そこで事前の評価でNoとなった場合に中止を提言とありますが、中止だけではなく開発調査や無償では戻すということも色々後ろの手続きでありますので、「中止等」というような表現にしたらいいのではないかと。これが1つです。それから見え消し版の「9/57」で技術協力プロジェクトの場合、無償にあるような環境影響評価に関わる許認可手続きのフローがなかったため、これを準備段

階のところに入れてはどうかということが2点目です。それから7、8、9ページを通じてのお話なのですが、「環境影響評価に係る許認可手続き」というところで、確かに許認可ではあるのですが、住民参加など色々手続きがありますので、単なる「環境影響評価手続き」と言った方がより意味するところが広いのではないかという3点の提案です。

原科共同議長 順番に行きましょう。まず「中止を提言」という3ヶ所ですが、この表現を「中止等」という表現にした方がいいというご提案ですが、いかがでしょうか。この確認はやはり事務局がいいのでしょうか。そのような表現がよろしいでしょうか。

富本 「等」というと中止だけではございませんので、それでいいと思います。

原科共同議長 「等」がよろしいということですね。このフローチャートは他に含まれているわけではありませんか。Yesのところに入ってくるといえることはないのですか。

氏家委員 そうですね。本来ですと矢印が戻るのですが、色々書きますと複雑になりますので、色々な意味を含めて「等」とした方がいいのかと思いました。

原科共同議長 皆さん、いかがでしょうか。このような表現でよろしいでしょうか。松本委員、どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 理屈はその通りだと思います。ただ「42/57」の見え消し版をご覧頂きますと、「3-2 S/Wの署名段階」で合意ができない場合に中止を提言すること以外、ここでは書いていないと思います。ですから、考え方としては今の氏家委員のご意見は理解出来ます。この場合事前調査でNoと言ったということは、つまりは中止である。Yesの中に様々なこのようなやり方を含むということが議論だと思います。

原科共同議長 矢印が下に向いているので、「等」は要らないと思うのですがいかがでしょうか。

氏家委員 分かりました。そのような趣旨であれば、このままで結構です。

原科共同議長 では、そのままにしましょう。2つめはフローが足りないということですね。無償資金協力のところでしょうか。技術協力プロジェクトのところですか。技術協力プロジェクトのどこが足りないか、今一度よろしいですか。

氏家委員 見え消し版の「9/57」で、準備段階のところですか。

原科共同議長 どのようなものを入れればいいと思いますか。

氏家委員 これは無償資金協力の準備段階に入っているところと同じでございます。

原科共同議長 これはその方がよろしいですか。これについて、JICAの方はいかがですか。

富本 念には念を押すという意味では、そのようなこともあるかと思いますが、それほど多くはないと思いますが、いかがでしょうか。無償資金協力や開発調査に比べて技術協力プロジェクトは、許認可手続きまで正式に要請するということが数が少ないのではないのでしょうか。

田中委員（専門員） よろしいでしょうか。技術協力プロジェクトの場合には、多分農

業関係では圃場を技術協力プロジェクトの中で作るような場合に、例えば規模が大きければ、その国の環境影響評価制度に則って行う場合もあるかもしれません。基本的には技術協力プロジェクトの場合には、そういった影響評価を求める数は非常に少ないと思っております。でも書いておくことについては、問題ないと私は思います。

原科共同議長 いかがでしょうか。レアケースであるということもあり得るので、書いておいた方がいいということですが、そう致しましょうか。では、そのように致します。それから3つ目です。3つ目も恐れ入りますが、今一度ご説明をお願いします。

氏家委員 はい。すみません。そのフローの中で許認可手続きという書き方になっておりますが、許認可だけではなく色々な意味の手続きがあるかと思えます。住民参加手続きなど、許認可だけにとらわれないためにも許認可をとりあえず取っておいた方がいいのではないかと提案です。

原科共同議長 許認可を取った方がいいということですか。

氏家委員 「環境影響評価に係る手続き」という方がいいと思えます。

原科共同議長 「環境影響評価に係る手続き」だけでよろしいですか。そうすると、また意味が変わってくる気がします。許認可という1つの大事なポイントとして書いてあると思うのですが、そうではないのでしょうか。どうぞ。

松本委員(メコン・ウォッチ) 今の氏家委員の趣旨は賛成ですので、原科共同議長のお話のように、書き方としてはむしろ「環境配慮上必要な許認可手続き」等、その中にEIAも入れれば、あるいは住民移転に係る諸手続きも入るということで、そのような書き方がいいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

原科共同議長 今のご意見について、氏家委員はいかがですか。

氏家委員 趣旨は一緒ですが、表現の問題のところで、EIAの許認可手続きとしますと、いわゆるEIAレポートの政府承認といいますか、それだけにとらわれ易いと思えます。ここでは色々な手続きがあると思えます。

原科共同議長 なるほど。そうすると「環境社会配慮上必要な諸手続き」というのはいかがでしょうか。

氏家委員 はい、それがいいと思えます。

原科共同議長 では今ご議論頂いたことをもう一回確認致しますと、「環境社会配慮上必要な諸手続き」という表現にしたいと思えますが、いかがでしょうか。そうすると技術協力プロジェクトだけではなく、無償資金協力も表現は同じになりますか。

氏家委員 はい。無償資金協力とそれから開発調査も同じです。

原科共同議長 全部ですね。では全部同じような形で表現を直して頂きたいと思えます。よろしいですか。はい、ではご意見頂いたということで、そのように訂正致します。他にございますか。では、その先に進めます。見え消し版の資料「10/57」でございますが、このページ以降「2.2 JICA 協力事業における環境社会配慮の状況」がございまして、その次に「2.3 セクター別環境配慮ガイドラインの実施状況と評価」、「2.4 改善

を検討すべき点」ということで、「12/57」まで「2.」の残りを見て頂きたいと思います。「10/57」では連携 D/D を追及しております。どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） これは単に言葉の問題ですが、今おっしゃった連携 D/D のところで「連携実施設計調査」とありますが、「連携詳細設計調査」でないかと思ひます。

原科共同議長 この網掛けのところの最初の表現「プロジェクトの実施を前提とする～」の後ですか。その次ですか。

松本委員（メコン・ウォッチ） 網掛けの 3 行目のところ。「JICA と JBIC による連携実施設計調査～」となっております。

原科共同議長 これが「連携詳細設計調査ではないか」ということですね。今の修正でよろしいでしょうか。田中委員、どうぞ。

田中委員（専門員） よろしいでしょうか。これは以前の委員会で申し上げたのですが、通常 D/D というのは詳細設計と言われておりますが、JICA の場合には詳細設計 (Detail Design) は、ここに書いてありますように実施設計という言葉で予算上使われております。どちらかというとは詳細設計というのが D/D だと普通は思われると思ひますので、そのような書き方になっております。ですから、この書き方でも特に齟齬はないかと思ひます。

原科共同議長 では、どうしましょう。JICA の用語を使った方がいいのでしょうか。読んでいる方は、分からなくなってしまう。どうぞ。

山田委員 提案ですが、連携詳細設計調査の予算上の呼称を、注か何かを入れて「連携詳細設計調査とよぶ」と書いた方が、読んでいる人にとって分りやすいのではないかと思ひます。詳細設計調査があとで実施設計調査に本文で変わるといふのは、確かに読みにくいと思ひます。注を入れればいいと思ひます。

原科共同議長 注を入れるということ。そうすると、注としてどのような表現にしますか。土居さん、どのような表現になると思ひますか。どのような注を入れた方がいいと思ひますか。

土居氏 今この 3 行目には「JICA と JBIC による連携実施設計調査」と書いてありますが、予算上はこのような名前です。その後括弧で「連携 D/D」と書いてあります。その前に日本語の表記は「以下、連携詳細設計調査とよぶ」と書いて、略語をその連携 D/D にするといふのはいかがでしょうか。

原科共同議長 なるほど。ここに入れてしまうということですね。このような表現でよろしいでしょうか。藤森委員、どうぞ。

藤森委員 国土交通省の直轄の工事では、原案のままで問題はないと思ひます。そう申しますのは、プロジェクト全体について調査を行って、あとはその部分をロットごとに発注をするための詳細設計や実施設計でございますので、ここできちんと書き分けてあるわけ。プロジェクトの実施を選定する詳細設計があつて、円借款の内定プロジェ

クトについて、工事着工に必要な設計（ロットごとの設計）に分けて数字を出すという意味での実施設計だと思います。そのような意味で、詳細設計は実際書き分けておりますので、このままでいいのではないのでしょうか。国内的にはこの方が理解しやすいと思います。そのためにわざわざ「工事着工に必要な設計図等の作成を目的として」という注釈を入れられたのではないかと思います。

原科共同議長 今のようなご意見ですが、いかがでしょうか。連携実施設計調査に括弧して注を入れることはよろしいですか。そうすると「以下～にする」という表現ではなく、「以下、連携実施設計調査」という表現の方が今のご意見ではよろしいことになりますか。他では「連携詳細設計調査」という表現になったと思います。確か「7-4」のところはそうになっていたと思います。詳細設計調査は「45/57」に書いてあります。ここはどのような表現だったのでしょうか。あとは「連携 D/D」になっているから、問題がないのでしょうか。

土居氏 全体を含めて詳細設計調査というように 45 ページ以降はしております、その中で連携か連携でないものとはいうことは、D/D という表現だけです。

原科共同議長 このままでよろしいでしょうか。皆さんがこのままでよろしければ、そうしましょう。かえって複雑になってしまいます。では、このままに致します。どうもありがとうございました。他にございますか。次にまいりましょう。「12/57」で 3. JICA 協力事業における環境社会配慮についての基本的な考え方でございます。「12/57」「13/57」「14/57」「15/57」「16/57」「17/57」の 1 行目までのご意見頂きたいと思えます。石田委員、どうぞ。

石田委員 15 ページの「3.4」ですが、起草グループの会合の時にペーパーを出させて頂いた中で、紛争を助長しないようにという箇所です。

原科共同議長 何行目になりますか。

石田委員 真中に網掛けがある少し上 4 行のところです。

原科共同議長 「このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて～」というこの部分ですか。

石田委員 そうですね。少し付けたしになってしまいます。今から付けたすのが適切かどうか起草グループでは議論がなかったということで、必要でしたらこちらの委員会でお話下さいということでした。ここでは「別途のチェックがされることが適当であろう」と終わっているのですが、さらに将来的にこれに関連するガイドライン等を整備する際には、本委員会での議論を最大限に尊重するという一言を付け加えて頂いてはどうかということが提案です。と言いますのは、こういった言葉を付け加えることによって、将来そういったものを整備する時に、本委員会でのこういった議論を活かすため、何か一言つながりがあるといいのではと思いましたが、ここに一言入れて頂くか、あるいはガイドライン全体でもそういった意味合いがあるかもしれませんので、最初の部分の「4/57」の（本報告書の趣旨と取扱いへの要望）の 3 行目。

原科共同議長 待って下さい。「4/57」の（本報告書の趣旨と取扱いへの要望）の3行目に挿入してもらいたいということですね。

石田委員 そうですね。こちらでは「作成及び運用をする際に、本報告書が最大限に反映されることを期待する」と終わっているのですが、ここにさらに加えます。

原科共同議長 4行目のあとに続けてもらいたいということですか。

石田委員 そうですね。「関連するガイドライン・指針等の将来的な整備の際には、本委員会の議論を尊重する」といったものを含めてはどうでしょうかということ。今の段階で提案させて頂き、申し訳ありません。

原科共同議長 少しゆっくり言って下さい。

石田委員 及び関連するガイドライン・指針等の整理の際にも、本委員会での議論を最大限尊重する。

原科共同議長 今の件、どうでしょうか。文章を頂けますか。少し確認したいと思います。文章を見せて下さい。書いたものを見ないと、言葉だけでは随分意味が違ってきてしまいます。どうでしょうか。今までの議論を踏まえないといけませんので、これはどうしましょうか。今ここにお書きになっていることは、環境社会配慮ガイドラインの作成だけではなく、関連するガイドライン・指針等の整理。要するにガイドライン以外についても、関係するものに関してはこれを配慮して頂きたいということですね。

石田委員 そうですね。趣旨はそのようなことです。もし広がりすぎているということであれば、やはり狭い意味で15ページに入れてもいいと思います。

原科共同議長 これはガイドラインに関する提言ですから、環境社会配慮ガイドラインの中で反映して頂く。あとはガイドラインをきちんと作れば、それに副って指針も作られるわけですから、当然それは反映されることになると思います。

石田委員 よろしいですか。全体の部分ではなく、最初の15ページの箇所のみについて、さらに注で付け加えて頂いてはいかがでしょうか。

原科共同議長 15ページ。このところに限定するということですか。今のご意見ですが、いかがでしょうか。山田委員、どうぞ。

山田委員 紛争助長の問題を引き起こさないためのガイドラインが今後新たに作られるかということに疑問があります。ODA 大綱というのはそのための一番基本的な文書だと思います。それから石田委員がおっしゃったことは、まさに石田委員がおっしゃった「4/57」の（本報告書の趣旨と取扱いへの要望）で、「本改定委員会は、JICAが実施する業務以外についての提言に関して、日本国政府及び関係機関がこれ（ガイドライン及び報告書）を尊重し、適切な措置が採られることを期待する」ということでもかなり踏まえられているのではないかと。それからこの提言を尊重するべきであるというのは分かるのですが、本委員会の議論というのは色々な議論があり、どの議論を尊重するのか分かりません。石田委員がおっしゃった趣旨は、「4/57」の趣旨と要望の3つめのパラグラフに含まれているのではないかと思います。「将来的にこれに関連するガイドライ

ンが作成される際に」というのは、ここから少しはずれているのではないかという気がします。従ってここは原文のままではないかと思います。

原科共同議長 いかがでしょうか。他にご意見ございますか。私もこの部分について、将来的な部分を詳しく議論したわけではないので、委員会の趣旨として急にここに加えるのはいかがなものかという感じがします。広い意味で「4/57」に書いておりますので、基本的な考え方を明確に示しております。これで対応して頂くということで、よろしいのではないのでしょうか。むしろ JICA の今後の運営で、そのようなことを常に対応して頂きたいと思います。ですから今日ここで議論したことは残りますので、そういったことを反映して頂きたいと思います。JICA の担当の方はいかがでしょうか。少しお答え頂いた方がいいと思います。

富本 今の議論を十分尊重するということは、確認したいと思います。

原科共同議長 そのようなことでよろしいのでしょうか。他にございますか。土居さん、どうぞ。

土居氏 単純な編集上のミスだったのですが、14 ページの今議論になりました の 1 行目になりますが、「環境社会配慮の実現は～」の「実現は」を消しているのですが、これは川村委員から頂いたご提案によると消すところではないので、「実現は」はいきるといふ形になります。

原科共同議長 いきるということですね。

土居氏 同様に編集上のミスですが、15 ページ目の下から 7 行目のところに下線が引いてあり、「加盟国に 2002 年までに」とありますが、これは 2004 年の編集間違いでございます。

原科共同議長 私の言い間違いかもしれませんので、失礼致しました。他にございますか。このあたりは消してあるところが多いので、多少わかりにくいかもしれません。基本的には、これまでの議論を踏まえた作業をして頂いております。では先に進みます。「17/57」の「4. 日本国政府等に求められる取組」でございます。これは「19/57」まで続きます。どうぞ。

岩田氏 細かいことですが 1 つ確認したいと思います。18 ページの下ですが、これは経済産業省から、協力対象事業と対象プロジェクトの区別の明確化ということで意見を出しまして、入れて頂いております。1 つここで確認したいのは、今回位置が変わっただけですが、協力事業と対象プロジェクトの中止という表現について、これは例えば協力事業が開発調査の場合に、開発調査の事前段階で不採択というような場合はあり得るのでしょうか、一旦開発調査が始まった場合には、開発調査の中止というのはどのような場合が想定されるのかということでございます。

原科共同議長 開発調査の中止というのは、どのような場合が想定されるかということでございます。事務局お願い致します。

富本 富本でございます。色々な場合が想定できると思いますが、開発調査の本格段階。

これは最初のインセプションの段階からプロGRESS、中間、最後という段階のそれぞれにおいて、環境社会配慮について確認すべき事項がございます。それが十分満たされないとか、若干時間がかかるというような時に、特に満たされない可能性が高いというようなことが判明した時、それについては色々なセクターごとあるいは技術ごとに、これから詳細にどのような場合ということ想定しなければいけません。一般的に言えば、環境社会配慮の必要な項目が満たされない可能性が非常に高いという時に、これを中止という判断をするということでございます。

岩田氏 今おっしゃったのは結局のところ、一番大きいのは開発調査を実施する過程で、相手方から出る情報や協力の状況からみて、なかなか開発調査がうまくいかない場合という趣旨だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

富本 そのようなことでよろしいと思います。

岩田氏 そうするとこの文章の繋がりから言いまして、開発調査が順調に終了した場合、その対象となったプロジェクトを行ったとしても環境社会配慮が達成されないから、その開発調査の結論としてその対象プロジェクトは止めるか、あるいは大幅に変更すべきだという流れだと繋がるのですが、このままですと今おっしゃった場合が必ずしも読み込めないように思われます。

富本 具体的にはどのような点でしょうか。

岩田氏 ですから、開発調査において環境社会配慮に必要な現地踏査ですとか、実際に相手方との協議がうまくいかないというようなことから、これは見込みとしてなかなか環境社会配慮が達成されないというような場合があるかと思えます。調査自体が完結しないわけですね。これ以上進めることが出来ないから中止するということなので、そのところはそういった場合も含めて読めるような形にした方がいいのではないかと思います。

富本 よろしいですか。私が申し上げたのは、環境社会配慮の主体は相手国政府でございますが、主に相手国政府がすべき諸手続きが満たされないという場合が、まず想定されると思えます。我々が協力しているこちら側の事情で、色々内容が不十分だということではなく、できるだけ相手国政府側の条件でこのように満たされない場合ということを想定している表現ではないかと思えます。そのような意味では、協力事業とともに対象プロジェクトそのものがガイドラインにそってみれば、十分な項目を満たしていないと判断できるというように読めるのではないかと思います。この原文で十分ではないかと思っております。

岩田氏 一応おっしゃることは、だいたい分かりました。ただ私どもで申し上げた意見というのは、結局のところ、開発調査が無事に終了して、もし対象プロジェクトを行うとした場合に、環境社会に配慮される見通しが無い。そういった場合ですと、開発調査に対して中止という言葉は馴染まないと思えます。今おっしゃったことを盛り込んだような形の方が、より分かりやすくなるのではないかと思います。

原科共同議長 どうぞ。

富本 ご趣旨がよく分からないのですが、開発調査がうまくいっても対象プロジェクトが必要な要件を満たさないというのは、やや論理矛盾があるような気が致します。当然そのようなことは、開発調査を行っている段階で JICA の調査団として分かっているはずです。

岩田氏 その段階で中止をするということになるのですか。

富本 その可能性が高いということです。

岩田氏 そういった場合、開発調査の報告書というのは結局どのような形で出されることになるのですか。結論としてこの開発案件というのは、例えば環境への影響が非常に大きいというような形で結論を出して終わるということになる場合もあれば、あるいはこの国の環境社会配慮に対する取り組みということから考えて、このプロジェクトを実施してもその点について、つまり環境社会配慮が達成される可能性が非常に低いという結論で終わる形になるわけですね。

富本 いくつかの段階でそのように提言する場はあると思うのですが、例えば中間段階でも、このまま進めると非常に大きな影響が想定される。従って内容を大幅に変更するか、あるいは中止するというような提言をする。そこでピリオドということもあり得ます。

岩田氏 そういったことも含めて、開発調査の中止という言葉で読み込むということになるわけですか。要は、中止段階においてそのような方向が出たということをして、本来の開発部分というのが結局出来ない。あるいはそこまでの結論が出せないから中止ということで、報告もそのような形になるということですか。

富本 JICA としては、これ以上進めるべきでないということです。

岩田氏 それが1つの結論として出るわけですね。

富本 出る可能性があります。

岩田氏 そのような場合も中止で読み込むということですか。それを調査として完結した1つの形としてみるのであれば、中止という言葉はかえって混乱するような気がします。そのあたりを確認したかったということです。

原科共同議長 中止を含めたということですから、抜本的な見直しということではないのでしょうか。

岩田氏 開発調査としての成果品は報告書ですから、中止を suggestion するような形で報告書が出れば、それも開発調査の完結の一つのあり方ということで捉えるべきではないのか。少し細かい点なので、そこをどう捉えるのかということだけなのですが、実際にはそのような形になるということが確認できれば結構です。規定上もう少し厳密に書くのであれば、そのところで開発調査が突然、途中で結論も出ずに切られることはないということです。

富本 なるほど。趣旨は良く分かりました。そのあたりについては、より詳細な手続き

になりますのでここに書くのがいいのか、もう少し実務的なマニュアルのところで書くのがいいのかという判断はあると思います。なんらかの最終的なものを出す場合には、当然のことながら相手側と十分議論をするわけですから、一方的に JICA が「これは駄目」ということではないと思います。そこでの協議を十分経た上で、ここで終わりにするのか。あるいは相手国政府がそれに合意してくれて、別の方法論を取るのかということによっても当然変わってくると思います。色々な場合が想定されますので、今おっしゃったような点については、より詳細な手続き論のところで具体化したいと思います。ただ今の段階では、委員会の提言として色々な場合を想定した書き方になっておりますので、これでよろしいのではないかと思います。

岩田氏 ここでいう開発調査の中止の中に、そのようなことが想定されているということが確認できれば、それで結構でございます。

原科共同議長 それでは、この表現のままでもよろしいですか。田中委員どうぞ。

田中委員（専門員） この表現でよろしいということなのですが、ご参考までに実際はカテゴリ A にあたるような案件について、例えばフィージビリティスタディの中でフェーズを 1 と 2 に分けます。フェーズの 1 の時点でここまではとお互い合意しながら、結局プランを作るところまで至らなかったら、これはフェーズ 2 に進まないという約束したケースもございます。ですからカテゴリ A にあたるような案件につきましては、そのようなやり方が今後増えてくると思います。以上です。

原科共同議長 分かりました。どうもありがとうございます。山田委員どうぞ。

山田委員 言葉の使い方だけなのですが、その下の の前に意見を言っておきたいと思えます。無償実務者会議のところですが、「無償・技術協力実務担当者会議」です。これは無償だけではなく、「無償・技術協力実務担当者会議」ということです。

原科共同議長 そのように修正して下さい。他にございますか。どうぞ。

田中委員（専門員） 見え消し版の 17 ページの真中に「 プロジェクト形成段階」というものがございます。前回は 314 の文章の修正に関わる対照表を見ながら議論をした際に、81-a で「プロジェクト形成調査を実施する際、大規模インフラ案件が対象となる場合には、相手国政府と環境社会配慮に関する双方の姿勢について早期段階において合意を図る必要がある」という文章を入れるという話に委員会ではなっていたと思いますので、差し支えなければそれを後程また入れて頂ければと思います。

原科共同議長 そうですか。それは確認できますか。私の手元に資料がないのですが、今の件について確認する資料がございますか。

土居氏 第 15 回の資料で対象表になっていたものがありますが、そこで確かに 81-a という項目がありまして、そこで田中委員から出されたものをここに入れましょうというのがメモに残っております。

原科共同議長 そうですか。確認して頂きましたので、そのように対応致します。よろしくお願い致します。他にございますか。当日参加者の方、どうぞ。

自然環境研究センター 白井氏(以下 白井氏) 自然環境研究センターの白井でございます。2点ございます。18ページの上から2行目の地域の状況のところ、「自然環境(国立公園、マングローブ林など)」と例が2つありますが、この2つだけですとよく分かりません。これらを取ってしまうか、後ろに影響を受けやすい地域ということで55ページにありますのでそこを参照にするか、どちらかにした方が分かりやすいかと思えます。

原科共同議長 順番にいきましょう。今の点はどうでしょうか。これは採ってしまって、55ページを参照という表現にした方がよろしいでしょうか。そうしましょう。この表現を採って、55ページを参照ということに致します。

白井氏 ありがとうございます。2番目は19ページの「環境社会配慮の能力向上」です。私は今までの議論に参加していないので申し訳ないのですが、このところを読みますとJICAの職員が入っていません。それは他のところで担保されているのですか。読み込んでいないので、そこが分かりません。ないようでしたら、JICAの職員も入れて頂けるとありがたいと思えます。

原科共同議長 今の点はいかがでしょうか。

富本 これは政府に求められる取り組みということでございますので、JICAの職員の研修については別途記述されております。この場所にJICAの研修については入れません。

原科共同議長 表現が悪いのでしょうか。冒頭に何か書いた方がよろしいのでしょうか。これで誤解ないですか。よろしいですか。他にございますか。それでは先に進んで5番に参ります。「5. 環境社会配慮ガイドラインの基本的なあり方」は、「19/57」から「22/57」までです。松本委員、どうぞ。

松本委員(メコン・ウォッチ) 自然環境研究センターの白井さんがいらっしゃるので是非お願いがございます。21ページのところで「本改定委員会においては、以下のような議論もなされた」ということが注扱いになっているのは、白井さんからこの委員会にご提案頂いてパブリックから意見を得た時に、逆にこのようなものを参考することによって危険な部分があるのではないかという意見がありました。そのような意見が出されて、結果として我々委員会の中では本文として入れるべきか、それとも完全に落とすべきか判断がつかないということで、これは注になっております。もし白井さんから、このシャドーリストというものはあまり当てにならないというご意見に対して、もう一回反論といたしますか、ご説明を頂けると、我々としてこれを残しておくべきかという判断がつくと思えます。もしよろしければ、ご説明頂ければと思えます。

原科共同議長 では今の件について、もう一度コメント頂ければと思えます。どうぞ。

白井氏 ありがとうございます。自然環境研究センターの白井でございます。第15回の資料の中で、先程も話に出ました対照表の58ページのところで、ODA改革ネットワーク関西の神田さんが今のような懸念を示されていて、その最後の提案として具体例や

シャドーリストを記さずに、国際 NGO から出ている提案や計画を参照にするという程度に止めるべきだという提案が出ております。個人的に神田さんの懸念には反対します。大丈夫だと私は思っております、これらの団体のシャドーリストは信頼を得るものだと思っております。神田さんの最後のご提案で、国際 NGO から出されている提案や計画も参照にするという程度でよいと思います。

原科共同議長 そうすると提言の文章としては、注に書いてあるような表現でよろしいですか。では、確認させて頂きました。他にご意見ございますか。臼井さん、どうぞ。

臼井氏 今の意味はどのようなことでしょうか。この注のままでいいということですか。

原科共同議長 もしこの表現がまずいということであれば、ご提案頂きたいと思えます。

臼井氏 これはこのまま残して、この提言ということで JICA に出し、あとは JICA の判断ということですか。分かりました。結構でございます。

原科共同議長 他にございますか。特になければ、先に参ります。6 番は「22/57」から「25/57」の上から 6 行までです。富本委員。どうぞ。

富本 先程、自然環境研究センターの臼井さんからご質問があった件は、「24/57」の「その他」の中に、「JICA 本部と在外事務所の職員、また JICA の協力事業を実施するコンサルタントや専門家が環境社会配慮ガイドラインによる環境社会配慮の取組について十分理解するよう研修等を行うことが必要である」というところで書いております。念のために申し上げます。

原科共同議長 どうもありがとうございます。他にございますか。ではこのあたりは議論に基づいて修正をして頂いておりますので、特に訂正・間違いがなければそのまま進めてまいります。では「25/57」の「7. ガイドラインの構成と内容」でございます。ここは大変長く続きます。このページは「 . 基本的事項」ということで、四角で囲ってあります。この部分は 25 ページから 30 ページまでです。 の部分をご覧頂きたいと思えます。いかがでしょうか。土居さん、どうぞ。

土居氏 一点ご留意頂きたいのですが、26 ページの一番下について、前回全体的に吉田委員から出して頂いたものを基に議論したわけですが、その中でステークホルダーにも説明責任を強く求めたいというお話があり、これまで議論がありました。説明責任というものは、行政等のものではないかということで一度消えたのですが、起草グループ等で吉田委員から「やはりここは強く求めたい」というお話がありまして、文言は若干変わっておりますが、「ステークホルダーとして参加する者もその言動に責任ある説明が求められる」というものを是非素案に入れて欲しいというご意見がございまして、ここに入っている次第でございます。ここについては若干まだ議論が残っているかもしれないということを、留意点として申し上げたいと思えます。

原科共同議長 いかがでしょうか。「57/26」の下から 4~3 行目です。「ステークホルダーとして参加する者もその言動に責任ある説明が求められる」という表現です。松本委員どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 起草グループでも私は意見を言いましたが、ステークホルダーには当然現地の住民も入るわけですし、様々なステークホルダーが入ってくる。その人達に対して一律に言動に責任ある説明が求められるということが被せているわけですが、行政機関の説明責任は何かということについてはよく分かるし、様々な理解がなされていると思いますが、ステークホルダーの責任ある説明というのが一体何か。具体的に何を指しているのか実はよく分からないということも、もう一度我々NGOの間でも議論しました。一体この言動に責任ある説明というのは何かということをもう少し具体的に教えて欲しいという意見が出ておまして、吉田委員がいらっしゃらないのでどなたかが教えて頂けるか、あるいはこれに賛成される方がイメージされている、ステークホルダーの言動に対する責任ある説明というのが一体何か。そのあたりを明確にさせた方がいいかと思います。

原科共同議長 いかがでしょうか。この点に関してご意見ございますか。國島共同議長、どうぞ。

國島共同議長 私は、ごく最近の日本のNPO法人と任意団体の差として、NPO法人に求められる諸々のことそのものと理解しております。それではなんとなく違和感があるのでしょうか。

松本委員（メコン・ウォッチ） 私はむしろ想像なのですが、吉田委員が考えているのは根拠もないような話を出さないで欲しい、ステークホルダーとして意見を言うのだから、それなりに根拠のあることを言う。あるいは嘘を言わないという意図なのかと思っております。それで確認したいのです。そうでしたらむしろこの書き方、あるいはこのような書き方を含むこと自体が適切かどうかということも含めて、考えたいと思います。國島共同議長のお話は、むしろ対外的なアカウンタビリティだと思います。ここはむしろ意思決定過程の中に入ってくる人達としてのアカウンタビリティみたいなものを吉田委員がイメージしているのかと、私は想像しております。しかしあくまでも想像なので、はっきりしません。

原科共同議長 いえ、想像ではなく、そのようにご説明されたと私は記憶しております。嘘の、虚偽の申し立てもあり得るので、それでは困る。そのような場合には、どのような表現がよろしいですか。

山田委員 山田です。前回まさにこの点が議論になって、28ページの重要事項5で「参加するNGO等は責任を持った発言を強く求められる」。JICAに求められる説明責任というコンセプトとは少し違いますが、責任を持って嘘を言わないとか、無責任なことをしないというような趣旨で、このような表現だったらいいのではないかとということで概ねコンセンサスがあったと思います。それと比べると言動に責任ある説明というのは、また一段と強くなっているような気がします。

原科共同議長 そうですね。あわせてという表現ですから、これをみるといかにも政府機関等の説明責任と並べているような表現という感じがします。私は、これは削除した

方がいいと思います。後で書いてありますから、重複してしまいます。山崎委員、どうぞ。

山崎委員 私自身が議論に参加していないのですが、政府の説明責任との関係で表現が強すぎるというのであれば、後程の文章と同じように修文すればいいのではないのでしょうか。議論がそのようなことであるという前提であれば、後段に書いてある内容をここに書いておけばいいと思います。重複しているから削除ということではなく概念としての表現ですから、そのようなことであればバランスが取れるのではないのでしょうか。

山田委員 私の趣旨も今の山崎委員の趣旨と同じで、後ろと同じような表現に直せばいいのではないかと思います。

原科共同議長 いかがでしょうか。國島共同議長、どうぞ。

國島共同議長 ここではプレイヤーとして、まず政府は政府として位置付けし、それ以外のステークホルダー、色々な意味での企業、NGOやNPO、それからさらに現地、あるいは現地以外の個人のレベルがあることの全体を見据えれば、政府以外の人達に何も要求しないというのは、全体の環境社会配慮を進めていく時の妥当性を含めても、それでいいのではないかと。先程NPO法人と言いましたのは、嘘やいい加減なことを言うということについて、ただ純粋な無知からきているものだけとは限らず、ある政治的な信条や宗教的な意図に基づき、嘘とは言わないまでも本当のことを一部しか言わないとか、ある部分を強調するということがあるというのは、皆さんもご経験があることだと思います。NPO法人の人事やお金はどこからきているのか等、活動の内容の情報公開ということが説明責任として行き過ぎでしたら、せめてこのくらいの形で書いておく方が、色々な立場の関係者には納得できる形ではないかと思っております。私はむしろこの意見を支持する意見です。

山崎委員 議論に参加出来なかった人間が色々言っはいけないかもしれませんが、松本委員と國島共同議長の意見を聞いていると、ステークホルダーの範囲が若干違って考えられているから、そのように結論が違ってしまふのだという感じがします。おっしゃるような意味でのステークホルダーと捉えているのであれば、私はむしろ國島共同議長の意見の方に賛成したいと思います。松本委員のおっしゃられている意味は、もう少し狭い意味で地域住民等に限定されていると思います。この場合広い意味だということのように考えれば、この表現でいいのではないかという結論も出ると思います。

原科共同議長 ただ地域住民の場合に、このような表現を使うと強すぎるのではないかということだと思います。

山崎委員 そうであれば、書き分けをしなければいけないかもしれません。

原科共同議長 むしろ懸念されるのは、地域住民が間違っこと言ったり、意識的にそのようなことを言うかもしれません。そのようなことなので、先程山田委員や山崎委員がおっしゃったように、28ページの表現の方がいいのではないかということだったと思います。いかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 重要事項は重要事項としてきちんと書くとして、ここは理念のところですので、私が考えるのは様々なステークホルダーに地域住民の人達もいるということ踏まえれば、「ステークホルダーの誠意ある参加が求められる」とか、そのような言葉に置き換えることが出来ないのかと思います。英語に直した時にどのような表現になるか分かりませんが、アカウントビリティというのは何かに対してのアカウントビリティですので、ここの「責任ある」というところに **accountable** という言葉を使うと、「to what?」という議論がどうしても出てくると思います。そうすると日本語ではこのような曖昧な表現を言うことが出来ますが、あまり好ましくないと思います。今までのお話からいきますと、理念としてはやはりステークホルダーも誠意ある対応、誠意ある参加をしてほしいということを書くということであれば、それでいいかという気がします。

原科共同議長 なるほど。「あわせてステークホルダーも誠意ある参加が強く求められる。」そのような表現がよろしいのではないのでしょうか。どうでしょうか。確かに「誠意ある」という表現はいいかもしれません。

作本委員 すみません。作本ですが、今の「誠意ある」ということについて気持ちは分かるのですが、やはり NGO の中にはしっかり考える NGO もあれば、つい最近まで私がおりましたインドネシアのように、***** いっぱいあります。そのような時に環境であれ、自分達の ***** 同じレベルでもって動く NGO はたくさんあります。そのようなことを考えますと、このようなことは言いたくないのですが、意図的に嘘を流す NGO もたくさんあるということを前提に文章を書かないと、これはとんでもないことになります。やはりそこは「誠意ある」という甘い言葉ではなく、「責任ある」というくらいがいいと思います。

原科共同議長 「責任を持った発言が強く求められる」というのは、表現としてその中間あたりだったのでしょうか。どうでしょうか。「誠意ある」という表現では甘いという意見がございました。あわせますと、「ステークホルダーとして参加する者も、責任を持った発言が強く求められる」このような表現はいかがでしょうか。藤森委員、どうぞ。

藤森委員 極めて事務的な質問なのですが、28 ページのステークホルダーの参加のところ、ステークホルダーの定義がございませぬ。この中に政府関係機関は入っておりませぬ。

原科共同議長 28 ページですね。

藤森委員 はい。28 ページの重要事項 5 のところに、「事業対象地に居住する住民～「ステークホルダーという」」というところは、ステークホルダーの定義ですね。

原科共同議長 そうですね。

藤森委員 そうした場合 26 ページにいきますと、「ステークホルダーとして参加した者」という中には政府機関も入っておりますので、不思議な表現になっています。

原科共同議長 不思議な表現ですね。ステークホルダーはむしろ NGO や地域住民と言った方がいいかもしれません。

藤森委員 これは不適切だと思います。きちんと NGO なら NGO、地域住民なら地域住民と書き分けないと、この理念のところははっきりしてこないのではないかと思います。表現上の問題です。

原科共同議長 そうすると「ステークホルダーは、地域住民や NGO 等の」ということがよろしいのでしょうか。ステークホルダーという言葉を使わない方がいいのでしょうか。「地域住民や NGO は」と言った方がいいかもしれません。「地域住民や NGO 等も責任を持った発言が強く求められる」というような表現がよろしいのでしょうか。どうでしょうか。言いたいのはステークホルダー一般ではなく、むしろ今おっしゃったように、地域住民や NGO ということで対象はこれでいいですね。ですから、あわせて「地域住民や NGO 等も」という表現にした方がいいのではないのでしょうか。その上で「責任を持った発言が強く求められる」ということでいかがでしょうか。

國島共同議長 よろしいですか。私は先程申し上げたのは、地域住民という範疇と、NGO という範疇を同じに扱ったら失礼な感じがするということです。今の日本でも NPO 法人に登録するのは、それなりに色々な意味でいいこともあるけれど、面倒臭くて、やりにくくなる。しかしという面なのですが、色々なレベルによってどちらを選ぶかという選択がそれぞれの状況であると思いますので、同じに考えるのも 1 つの考え方ですが、それは地域住民の方に期待し過ぎで、NGO の方をそれと一緒にしては失礼のような感じがします。松本委員はいかがでしょう。これは難しいことだと思います。

原科共同議長 藤森委員、どうぞ。

藤森委員 28 ページのステークホルダーの中に、現地（ローカル）NGO は排除されているのですが、これは入れなくてもいいのですが。「国内の NGO」というのは、相手国政府の対象プロジェクトに対して知見若しくは」どこの NGO とは書いてありません。日本ととるのか、よく分かりません。

原科共同議長 相手国というのは、相手国（ローカル）という意味だったと思います。当事国、当該国。そのような表現がよろしいでしょうか。

藤森委員 訳すと難しいと思います。そうするとこれはローカル NGO ということでね。

原科共同議長 現地という表現がよろしいでしょうか。

藤森委員 現地という表現にしないと分からないと思います。私の経験から現地の方で客観的・科学的な知識が十分でない方が自分の言葉でおっしゃることがたくさんあります。そうすると NGO の方々の説明の仕方等は、極めて大事ではないかと思います。そのような意味で原科共同議長がおっしゃいました、現地の方と NGO の方をある程度一緒に扱ってもいいのではないかと思います。それによって國島共同議長がおっしゃったような日本で NGO の不正というのは、これは国際 NGO のことでございます。もっと

厳密にいうと、現地の方と現地の NPO、それから日本を含めた国際 NGO を書き分けなければいけないと思います。役割が大分違うような気がします。

國島共同議長 各国のいわゆる NGO と、政府との関係、色々な法規は国によって千差万別です。

藤森委員 國島共同議長がおっしゃった NGO や NPO は、十分成熟していない段階の参加ですから、現地の環境社会配慮ということでいえば、現地の方と現地の NGO を一緒ということにしておいて、特に日本からの国際 NGO については強く意見を求めるような書き分けた表現が出来ないかと思います。

原科共同議長 少しややこしくなってしまうので、正確ではないかもしれませんが、皆さんのご意見を色々伺って、また直してみました。申し上げますが、よろしいですか。

「あわせて参加する地域住民や NGO 等も」という表現はいかがでしょうか。「参加する」という言葉をつけておくと分かりやすくなりますし、その上で「責任を持った発言が強く求められる」という先程の表現を付けるということではいかがでしょうか。よろしいですか。

松本委員（メコン・ウォッチ） 英語でその「責任ある説明」というのは、どのように訳すのでしょうか。

原科共同議長 responsible ではないでしょうか。

國島共同議長 要するに accountable という表現を使いたくないということですね。強すぎるということですね。

原科共同議長 英語の表現は、のちほどということにしたいと思います。企業による化学物質管理では responsible care といいます。Responsible というのは、accountable よりはきつくはないですが、責任あるという表現になります。

山崎委員 原文は言動という言葉ですが、発言のみですか。

原科共同議長 言動という表現はやめて、「責任を持った発言が強く求められる」ということだけでよろしいのではないのでしょうか。どうでしょうか。28 ページの文章は、大分議論した結果ですので、これを使った方がいいと思います。では時間があまりないので、この件はこれで一区切りさせて下さい。よろしいですか。他の部分についてございますか。それでは先程「28/57」で藤森委員がおっしゃった国内という件ですが、「国際及び国内」という表現を「国際及び現地の NGO」という表現に直した方がよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。よろしければそう致しましょう。他にございますか。どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 前回欠席でしたので確認したいのですが、ステークホルダーの参加のところで、「参加する NGO 等は責任を持った発言が強く求められる」というところです。NGO としては責任を持った発言が強く求められることは結構だと思っておりますが、「等」に何が含まれるのかということを確認にしたいと思っております。例えば企業の話が出てきましたけれども、この「等」で具体的にイメージしているのはどこ

までなのか。前回の議論でいくつか出ているのであれば、もう一回だけ確認させて頂けますか。

原科共同議長 これは地域住民を含んだと思うのですが、どうだったでしょうか。「現地 NGO と地域住民」という先程の表現に近いと思います。意図的に誤った情報を提供しないということだったと思います。例えば「地域住民や NGO 等」という表現でもいいかもしれません。

國島共同議長 「大学関係者」とはっきり書いたらいかがですか。

原科共同議長 参加するというと、中心は現地の方です。

松本委員（メコン・ウォッチ） そのようなステークホルダーが意思決定に参加してくるのだから、やはりその人達は「責任を持った発言をする」ということであれば、「参加するステークホルダーは、責任を持った発言が強く求められる」ということでも問題ないのではないかと思います。特に NGO に限定しないという議論でしたから、そこに研究者もいるでしょうし、企業もいるでしょう。それを全部含めて、理念のところを書いてあるような形で書けばいいと思います。

作本委員 すみません。今の松本委員のご質問ですが、情報公開ということについて、このような時に発言をするのは誰かということ、地方の議員が*****。ステークホルダーの中に企業や NGO の他にも、別の形の動きというのが生まれつつあります。そのような意味で出来るだけここは広くしておいて、ここに「NGO 等」としておく。あまりイメージを決めない方がいいと思います。出来るだけ広くして、発言する者は全て責任を持ったということにした方がいいと思います。

山崎委員 よろしいですか。先程藤森委員から意見が出て、ステークホルダーというのは政府が入ってしまう。政府機関は別書きにしているので、そこを整理した方がいいという議論の結果ですから、そこを書き分けています。例示するのは何がいいかということで、一番念頭におかなければいけないのは地域住民であり、NGO であるとおっしゃるから、このような議論になっているのです。そこをまた戻してしまうと、時間がかかるだけなので、要はステークホルダーに全て入ってしまうことをどうしようかという議論があったことを、少し思い出して頂くのがよろしいかと思います。

原科共同議長 先程の表現で「地域住民や NGO 等」という表現はまずいでしょうか。

富本 やはり原文がいいと思います。これまでの議論を踏まえると、確かに藤森委員がおっしゃるように、政府機関が含まれるのはおかしいという議論がありますが、ここでは政府機関の説明責任を強く求めるということを議論したわけですから、それに対応する形で、政府機関を含まない諸々のステークホルダーに対して責任ある発言を強く求めるという趣旨の中で議論されたわけですから、この原文には全てそれらが入っているのではないということから、これは元の文章がよろしいのではないかと考えております。

原科共同議長 元の文章といたしますと、どんなものでしょうか。

富本 元々の「これらの当然の帰結として、ならびに関係政府機関は説明責任が強く求

められる。あわせてステークホルダーとして参加する者も、その言動に責任ある説明が求められる」という形で、住民や NGO を特定しないという言い方がいいと思います。

原科共同議長 「ステークホルダーとして」という表現を使った方がいいということですか。

富本 はい。今までの議論の中の流れでは、一番帰結としていいのではないかと思います。

原科共同議長 どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 今の富本委員の意見に賛成です。求められている政府機関としての説明責任と、意思決定の場合に参加している者として発言に求められる責任というのは全く違う話だと思いますので、そこは政府機関がもう一度入ったステークホルダーという言葉を使っても私はおかしくないと思います。それから重要事項 5 については、あくまで JICA がどのようなステークホルダーと議論をし、そのステークホルダーに求められることですから、ここは相手国政府機関が当然入ってもおかしくないわけですから、「参加するステークホルダーは責任を持った発言を求められる」ということでもおかしくないと思います。

原科共同議長 藤森委員、どうぞ。

藤森委員 基本的に大きな違いはないと思いますが、26 ページのところにあわせると、先程原科共同議長がおっしゃったように、「ステークホルダーとして参加する地域住民や NGO 等は、責任ある発言が求められる」という形にすれば、後ろの 28 ページの提言も変えなくていいと思います。ステークホルダーの中に全て入っているということは、論理的に矛盾しておりますので、入っている形として 28 ページがそうになっています。

原科共同議長 ステークホルダーに政府機関が入る場合もあると思います。つまり事業実施主体以外の政府機関ですから、それはステークホルダーに入ります。

藤森委員 ステークホルダーを日本語で言うと利害関係者全てですから、政府機関というものに、相手国政府が対応しないことはまずないと思います。必ず入ると私は思います。入るという定義は正しいと思います。そうではなく、ステークホルダーという中で政府機関が入る。それに対しての責任は、26 ページのところでも求めています。そのあとにステークホルダーとして参加する者とはということであれば、その中に政府が入るのはおかしいということを私が申し上げたのです。先程原科共同議長がおっしゃったように地域住民や NGO 等という形で、ある程度政府機関を排除した形で例示が入れば混乱はなくなるのではないかという意見です。

原科共同議長 「あわせてそれ以外（上記以外の）」ということであれば、いいのでしょうか。「あわせてその他のステークホルダーも」という表現の方がいいのでしょうか。ではもう一回確認します。大分ここで時間がかかってしまいました。ステークホルダーというのは利害関係者という意味で、全て入りますから政府も当然入ります。ただ 26 ページのところではこれらの記述として、下から 5 行目に「ならびに関係政府機関は説明

責任が強く求められる」と書いてありますから、ステークホルダーの政府関係は非常にはっきりしています。「あわせて」というのはそれ以外と考えるべきだということですから、「その他のステークホルダー」という表現の方が分かりやすいのではないのでしょうか。ですから「その他のステークホルダーも責任を持った発言が強く求められる」。これでいかがでしょうか。その方がいいのでしょうか。よろしいですか。それでは、これで皆さんご了解頂いたということに致します。そうするとこれと整合するように、28ページも直します。28ページはこの表現でよろしいですか。「参加する NGO 等は」ということですが、「参加するステークホルダー」にした方がいいのでしょうか。その方がいいですね。ではこの部分は「参加するステークホルダーは責任を持った発言が強く求められる」という表現に致しましょうか。ではそのように致します。では30ページまでで他にございますか。これが終わりましたら、少し休憩を取ります。白井さんどうぞ。

白井氏 自然環境研究センターの白井です。定義のところですか。

原科共同議長 定義というのは何ページのことですか。

白井氏 すみません。29ページの「4. 定義」のところなのですが、ここの定義を読む限り影響というのは全てネガティブ・インパクトのような気がします。他のところに時々「悪影響」という言葉が出てきたりしているので、どちらかに統一した方がいいと思います。影響ということは、ここでは全てネガティブということなのだということを、どこかに入れるのか。それをどうしたらいいのか意見が固まっておりませんが、どちらかにした方がいいのではないかという気がします。

原科共同議長 これはどうでしょうか。影響という表現です。私はあまり気にならなかったのですが、何か困りますか。

白井氏 ただ単に他のところで「悪影響」という言葉を使っているので、何故そこだけ悪影響なのかということです。

原科共同議長 それは何ページですか。

白井氏 16ページの「環境管理上の計画支援」というところです。一行目に「環境や社会への悪影響を除去」とあります。これも悪影響にする必要はないと思います。「影響の除去」でいいと思います。

原科共同議長 むしろこの「悪」を取った方がいいということですね。

白井氏 多分その他のページにもあると思います。

原科共同議長 何かご意見ございますか。富本委員、どうぞ。

富本 ただこれは「除去」という非常に強い言葉を使っているので、あえて「悪」を付けたのだと思います。その他の影響について除去だけではなく「軽減」とかその他の方向を考えて、その他のプラスの効果を出して中和化しています。一般的には「影響」ということで、ネガティブなものを含めています。ここでは「悪影響を除去する」という表現でいいのではないかと思います。

原科共同議長 影響の中でも特にマイナスの程度が高いものという意味合いで、「悪影響」と表現したと考えるてみてはいかがでしょうか。環境影響評価では影響を見ますが、その場合どの程度マイナスかは分かりません。チェックしてから分かります。あとから悪影響かどうか分かるので、大した影響がないものもあります。一般的な表現として特にネガティブなものは「悪影響」としたという解釈でいかがでしょうか。よろしいですか。松本委員どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 今の原科共同議長の意見に賛成です。文脈で書き分ける。例えばここであればこの書き方で受け入れられると思いますし、カテゴリ分類のところであれば「望ましくない影響」という書き方をしますし、やはりそこでの文脈に応じて書き分けて、それがその文脈で不適切であれば変える。今日臼井さんがご指摘された部分は、これでも読み取れるのではないかと思います。

原科共同議長 英語の文献でも *adverse impact* という表現を使いますから、やはり分けて使う方がいいと思います。この部分はよろしいですか。よろしければ少し休憩を取ります。あまり休憩時間は取れません。只今 15 時 13 分ですので、15 時 20 分に再開致します。

休憩（15：13～15：22 9分間）

原科共同議長 それでは 20 分を過ぎましたので、再開致します。今度は「基本的手続き」でございます。この部分は 30 ページの下から始まります。

岩田氏 よろしいでしょうか。経済産業省ですが、これも細かい点ですので代理で確認させていただきます。見え消し版の 33 ページですが、2 つあります。2 つめの文章で「さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施～」ということで、新たに「詳細な」という言葉が入った背景を確認したいということが一点。それから経済産業省から、その次の文の終わりを「含まれる」ではなく「含まれうる」ということで修文意見を出させて頂いておりました。起草グループで一括して検討されることになっていたと思いますが、その背景を再度ご説明致しますと、この原案の 54 ページの別紙 2 で、カテゴリ A の影響を及ぼしやすいセクターの例示として、工業開発という大きな括りで挙がっております。これをそのまま例示するならば、ここはやはり「含まれうる」にしておかないと、工業開発全てがカテゴリ A となると、事前段階のところで現地踏査や予備的な調査をしなければならない。これは労力、時間、税金の使い方にも大きく影響してくると思います。

原科共同議長 いえ、別紙のところは影響を及ぼしやすいセクターという例示ですから、自動的にカテゴリ A というのではなく、チェックする時に工業開発はこういった対象になる可能性があるという表現なのです。自動的にそうなるというわけではありません。日本のアセス法の一種事業、二種事業という分け方と全く違う観点です。

岩田氏 こちらが懸念したのは、ここの例示の仕方というのは、JBIC と単純な比較は出来ないかもしれませんが、JBIC の別表ですと石油化学、紙パルプ等、かなり具体的なイメージを持つ例示として挙がっています。この提言案の別表そのものにしましても、他の部分については範囲がかなり具体的な形で挙がっています。例示としてここに挙げた以上は、我々の理解では全て少なくとも初期段階においてはカテゴリ A として処理されるという作りになっています。要はこの各例示の中に部分的に抜ける範囲があり得るというような作りには、少なくとも工業開発以外はなっていないと思います。

原科共同議長 ここのくり方について、JICA の担当の方にご説明頂きましょうか。これは広すぎますか。これまでのご経験から、このような文面がいいということなのでしょうか。

富本 これまでもすでに 22 回の議論の中でそのような議論は一切出ませんでしたし、我々は広いとは思っておりません。

岩田氏 広いというよりも、実際これに基づいて手続きを実施する場合に、今の例示の仕方というのは、例示であると言いながら、ここに挙がっていないものもカテゴリ A に入り得る。ただここに挙がっているものは、カテゴリ A になる、という作りになっていませんか。

原科共同議長 そう書いてありません。可能性を持つものの例示なのです。ですからここに掲げているセクターの特性・影響というのは、「環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつものの例示」ということで、可能性と書いてあります。自動的にカテゴリ A とは言っていません。

岩田氏 そもそも可能性を持つものがカテゴリ A ということではないのですか。

原科共同議長 工業開発で大規模であれば、その可能性は高いと思います。その場合小規模の場合は、可能性が低いということです。ここにはっきりと大規模と書いてありません。

岩田氏 そもそも可能性を確かめるために影響評価を実施するわけです。

原科共同議長 おっしゃっていることは、工業開発で大規模なものは、可能性がないものもあるということではないのですか。

岩田氏 例えば部品を組み立てるような工場があったとします。そのようなものも全てということはないのですか。

原科共同議長 この説明は、大規模でなければ逆に可能性が低いと見るべきではないのですか。全体がまず可能性があるので、しかも大規模なものは可能性が高いということで、この例示は自動的にそうだとは言っておりません。そのような意味です。アセス法の場合は規模がはっきり決まっています、自動的に表に入れば一種事業は対象になります。二種の場合には、一種のだいたい 4 分の 3 規模までのところはチェックしてみる。アセス法の枠組みと全く違う表現です。

岩田氏 そこで確認したいのは、ここに挙げた以上は、最初のスクリーニング段階で

大規模であれば事前調査をとにかく一回はしなければいけないということにならないでしょうかということです。

原科共同議長 調査の程度によります。それは検討するべきですし、むしろそういった作業をアドバイスする情報です。

岩田氏 そうですか。確かにおっしゃるような道もあるのですが、例えば JBIC と比べて、範囲の取り方が非常に大きくなっておりますのが気になります。

原科共同議長 これは JICA の仕事の都合や特徴によって、こうなったと思います。

岩田氏 ですから、そのところはたとえ事前段階の調査をするにしても、それだけ時間・労力等がかかります。

原科共同議長 それはケースバイケースで、大規模の程度、内容によって、調査の仕方はそちらのご専門ですから、検討つくと思います。調査の仕方も色々な形があるのではないですか。その調査のやり方が適切であるかは、そのあとに審査（チェック）が入るわけですから、そちらのご経験でコストをかけなくても十分情報が提供できれば、それで全く問題ないと思います。

岩田氏 後の手続きに出てきますが、要するにカテゴリ A に関しては原則的に現地踏査や調査等を事前段階では行うわけですね。

原科共同議長 A と決まればということ。これはスクリーニングの前の段階です。深田委員、どうぞ。

事務局 深田（以下 深田） カテゴリでぎりぎりに詰めようと思うと、詳細に議論しなければいけないと思います。大事なものは A・B・C というものは、JICA があくまでこのようなものを念頭において、分類をするという説明責任があるわけです。どのような基準で A にしたのか、B にしたのかということは、いずれにしても説明していかなければいけません。その A や B に従って、どのような手続きを取ったかということも後で規定されているわけです。あまりここで A に含まれるか、含まれるかという書き方によって、A に入ってしまうのではないか、A に入ったら義務的に調査をしなければいけないのではないかという解釈をする必要はないのではないか。A・B・C に従って JICA は、JICA の裁量で判断をするというご理解でいいのではないのでしょうか。

岩田氏 ではこの文章でそのような裁量の余地が残されているという解釈ができるということでしょうか。

原科共同議長 ですから全体についてこの別紙 2 は、影響を受けやすい地域ということになっております。しかも最初のパラグラフで「環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示である」とはっきり書いております。ですからそのようなものとしてチェックするにあたって、例えば「以下に示すセクターのうち大規模なものは、その可能性があります」ということにすれば、1 つの情報提供なのです。ですから、このようにしなければいけないという意味ではありません。チェックする時に、情報提供として示しているものなのですから、それ以上の問題はないと思います。むしろ

る助けになるのだと思います。とにかくこのようなことなので、自動的に大規模な調査をしなければいけないという意味ではないと私は思います。

岩田氏 もう一度確認致しますが、例えばこのような工業開発の中で大規模なものがあつたとしても、これは必ずしも全てがカテゴリ A に入るものというわけではないという理解でよろしいのですか。

原科共同議長 スクリーニングしてみた結果によります。そのような意味だと思います。スクリーニングしてみないと分からないと思います。ただそのスクリーニングが不適切であれば、後でもう一度調査をしなければいけないというフィードバックがあります。どうぞ。

松本委員(メコン・ウォッチ) 基本的にはカテゴリ A になるべきだと思っておりますが、この文章上原則としてという言葉が付いておりますので、原則はそうだということです。ですから基本的にはそうなのですが、例えば規模は大きいけれども、どうしてもカテゴリ A ではないというものについては、先ほど深田委員がおっしゃったように、そうでない理由を明確にして、このような理由から規模は大きいけれどもカテゴリ A ではない。原則からはずれるわけですから、それなりにしっかりとした説明責任が求められるということだと思います。

岩田氏 わかりました。我々が抱えている懸念というものは、この「原則として」の中で捉えられているということによろしいわけですね。

松本委員(メコン・ウォッチ) 繰り返しになりますが、もし大規模な工業開発をカテゴリ A にしないということであれば、経済産業省としても十分な説明責任が求められるということは、念を押しておきたいと思います。

岩田氏 今回改めて確認させていただいたのは、これがかなり手続き的な文書の基になりますので、そのあたりを効率とのバランス面からもきちんとしておかなければいけないと思ったからなのです。

原科共同議長 これは提言です。ガイドラインの時にどのような表現になるかは、また別の話です。あくまでも提言ですから、このくらいの形にしておかないとまずいと思います。あまり細かく書いてしまうと提言になりません。

岩田氏 わかりました。

原科共同議長 よろしいでしょうか。山崎委員どうぞ。

山崎委員 すみません。私は中座をしなければなりませんので、申し訳ありません。先の方になってしまい恐縮なのですが、36 ページでございます。見え消し版の 36 ページ「ステークホルダーとの協議」というところで、かなり文章が消されて、直されております。直されたこと自体は基本的に問題ないと思っておりますが、事業によっては段階ごとによって集まってくるステークホルダー、いわゆる出来る限り幅広いステークホルダーとの協議と書いてあるのですが、事業によって若干違いがある場合があるのではないかという議論をさせて頂きました。その答えとしてご説明頂いたのは、合理的な

範囲内ということにその意味合いが含んでいるのだということでしたので、私どもの懸念は了解した経緯がございます。今回全体の文章を若干変える関係で落ちているのだと思うのですが、もしそのような考え方が変わっていないのであれば、の一行目の「できる限り幅広い～」の前に、「合理的な範囲内で」という概念を入れて頂ければ、大変ありがたいと思います。

原科共同議長 今の点はいかがでしょう。よろしいですか。では「合理的な範囲内で、できる限り幅広い～」ということで「合理的な」という言葉を追加致します。他にございますか。澤井委員、どうぞ。

澤井委員 理解の確認なのですが、33 ページのカテゴリ A の定義の中、3 行目に「さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で～カテゴリ A に分類される」。これは JBIC の定義にはない記述です。理屈の上では JICA が A としたものが、JBIC で B になるということもあり得るのですが、相手国が詳細な EIA を作ることを支援する立場の JICA と、環境配慮確認をする JBIC の立場の違いであるという理解を致しますが、そこを確認させて頂きたいと思います。

原科共同議長 これはそのようなことでよろしいでしょうか。富本委員、どうぞ。

富本 富本でございます。前回の改定委員会でもその点は議論されたと思います。田中委員からもいくつか説明があった上で、この「詳細な」ということにしたと思います。今のご質問に対しては、その通りだということですよ。

原科共同議長 他にございますか。38 ページまでの範囲です。土居さんどうぞ。

土居氏 38 ページ目に下線が上の方に引いてある、その下のパラグラフなのですが、今「確認をした上で、外務省及び相手国政府に提出する」と原文は書いておりますが、後ろの具体的な手続きを見ますと、満たすことを確認した相手国に提出すると、今は起草グループでなっております。かなり前に「外務省及び」という言葉が入っていたのですが、これは事実関係としてない方がいいのかという確認をさせて頂ければと思います。

原科共同議長 では、この表現が正しいか、後ろの表現が正しいのか。どちらでしょうか。JICA の担当の方に確認を取った方がよろしいでしょうか。

富本 通常の場合ですと、相手国政府のみということは殆ど考えられません。外務省に対しても当然のことながら提出しなければいけないのですが、手続き上から言うと現在のままの方がより正しい状況を示しているということになります。

原科共同議長 そうすると、後ろの表は合わせた方がよろしいのでしょうか。そのようなことになります。後ろの表は何ページになりますか。

土居氏 後ろの表は「 . 」からの手続きのところで、それぞれ報告書を相手国政府に提出するということが、それぞれ出てきます。そこと平仄をあわせたいということです。

原科共同議長 それぞれ平仄をあわせて頂くということに致しましょう。わかりました。そのように致します。他にございますか。作本委員どうぞ。

作本委員 作本です。38 ページに異議申し立ての件が載っております。つい 2 日前の

新聞に、JBIC の方でこの異議申し立て制度を取り上げることが出ておりました。その経過をまずご紹介願えればと思います。

原科共同議長 JBIC の異議申し立てについてということですが、これは澤井委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

澤井委員 最近新聞で、2 回ほどそのような記事を見ました。これは何からきているかと言いますと、平成 14 年 4 月の JBIC の新しいガイドラインの中に、JBIC はガイドラインの遵守を確保するため、JBIC のガイドライン不遵守に関する異議申し立てを受け付け、必要な措置を取るというガイドラインがまずあって、その手続きを 14～15 回のパブリック・フォーラムで議論させて頂いて、今年 5 月に公表しております。適用は今年の 10 月 1 日からということで、今担当の審査役等の手続きを進めているところで、10 月 1 日には皆さんにご報告できるような状況だと思えます。

原科共同議長 丁度いいので、私も補足説明させていただきます。「GLOBAL NET」という雑誌がございます。地球・人間環境フォーラムで発行しております。ご存知の方も多々と思います。その最新号に記事を書きましたので、この両面のコピーを用意してもらいました。「EC.19/6」です。これはシリーズなのですが、第 7 回は最終回で「国際協力における環境社会配慮のあり方」というタイトルで書いております。まさに JBIC のことを書いておまして、2 ページ目に「ガイドラインの遵守」とあります。非常に短く、コンパクトなので、分かりにくいかもしれませんが、このようなことで、今ご紹介のように来月 10 月から異議申し立て制度を運用するという準備を進められております。

環境審査役について 2 名か 3 名かということで大分議論になりましたが、2 名ということになりまして、その 2 名はやはり環境社会配慮が大変大事なので、そのような専門家（専門知識）、それから法律の知識、国際協力（国際金融と、ODA）、そういった知識という 3 つの観点から選ぶということで、審査役を公募致しました。40 名ほど手が挙がったそうなのですが、当初は面接で審査する予定だったのが、書類選考だけで 2 名選びました。透明性がないので、JBIC の対応に疑問を持っております。書類選考だけでは、どのような審査が行われたのか分かりません。普通は面接も行います。面接なしで行ってしまったということで、心配しております。そのようなことで 10 月 1 日からいよいよ新しい制度が始まるということでございます。

JICA はもう少しそのあたりをきちんとして頂きたいと思いますが、JBIC も 1 つのいい例です。JBIC は世界銀行のようなマルチの場合ではなく、2 国間の国際金融機関で行ったというのは大変先進的なもので高く評価できるものだと思います。これからは運用をしっかりと行って頂きたいと思えます。そのようなことを 1 つご紹介しておきます。氏家委員、どうぞ。

氏家委員 氏家です。編集上の問題だけだと思うのですが、36 ページの「ステークホルダーとの協議」の下から 3 行目のところで、「JICA 環境社会配慮報告書案作成時」とあり、確か後半の手続きをみますと JICA 環境社会配慮報告書案は、起草グループの

作業で削除していたかと思しますので、これも編集上消えていくものなのかと思いたので、ここを確認したいと思します。

原科共同議長 これはどうなりますか。

土居氏 確かに1つ前の素案ですと、JICA 環境社会配慮報告書案というものは文章上書いてあったのですが、そのようなものは必ずしもそのような呼び名にしなくてもいいということで、落としてあります。これは落とし間違いでございます。

原科共同議長 間違いですね。では修正して下さい。他にございますか。田中委員、どうぞ。

田中委員（専門員） 38ページの「(10)ガイドラインの適用及び見直し」ですが、施行の時期につきまして、以前の委員会の時にも山崎委員がお書きになられた案と、私が申し上げた案と、それから JICA で作られた案が議論されました。その際、私は実際にこれを実施するために、まず公式の要請書の中に環境社会配慮に関わる部分のフォーマットを新しく入れていく作業の時間がかかりますので、(これは JICA で作るのではなく、外務省が作成なさると思うのですが)そういった準備段階を含む実務的な観点から2004年は難しいのではないかという議論を致しました。この時最終的にどうなったのか、はっきりしておりませんでした。2004年4月1日より施行というのが、そのままこれで行いましょうということになったのでしょうか。それとも私達が申し上げたように、準備期間を含めての議論がありましたが、最終的にどのような結論になったのか。そのあたりをご議論頂ければと思します。

原科共同議長 これはどのような議論になったのか、どなたにお伺いすればよろしいでしょうか。土居さん、よろしいですか。

土居氏 起草グループで、前回の改定委員会の議論を受けまして、議論をしたわけですが、ここではその場でもいくつか開始時期や適用の案件についてお話が出たわけですが、最終的には一番早い時期で頑張りたいという、改定委員会としての気持ちをご表しました。あとは実務的に対応出来るのかどうかというのは、それは現実的な問題ですので今後詰めて頂くことなのですが、委員会の気持ちとしては一番早い時からお願いしたいということで意見案が出来ております。

原科共同議長 提言としては、このようにお願いしたいということでございます。他にございますか。それでは次に残りの「 」にまいりましょう。38ページから50ページくらいまいりますか。ここは連携 D/D がありますので、少々時間がかかるかもしれませぬ。それではこの部分について、ご意見頂きたいと思します。ちょうど50ページまででございます。澤井委員、どうぞ。

澤井委員 45ページのD/Dのところ、JBICとの連携D/Dについて記述があるのですが、趣旨はこのとおりだと思します。ただ書き方として「JICAはJBICがJBICガイドラインに基づき～ガイドラインの遵守を確認した案件のみを採択対象とする」ということなのですが、JBICは配慮確認を行うのであって、遵守を確認するということは

言葉としてどうなのだろうかと思います。従いまして、ここは「JBIC が JBIC ガイドラインに基づき、通常の案件と同様の審査を行い（あるいは環境レビューを行い）、円借款の供与が適切だと判断された案件のみを採択対象とする」というような言い方が正しいのではないかと思います。

原科共同議長 今のご意見ですが、いかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） そこは澤井委員の意見の方がいいと思います。実は今の澤井委員がおっしゃったようなことというのは、JBIC のガイドライン上明記されていないものですから、連携 D/D というのは JBIC が環境レビューを終え、その後円借款供与を銀行として意思決定し、最終勉強会に挙げ、プレッジできる状態である。そのようなものについて連携 D/D を行うのだということが、このように公の場でしっかり書かれることは大事だと思います。今澤井委員がおっしゃったようなことがここに入るとは、私はいいと思います。

原科共同議長 この表現はよくなかったということでしょうか。この表現はどのような格好で原案が出来たのでしょうか。

松本委員（メコン・ウォッチ） 私のせいかもしれません。

原科共同議長 そうですか。では「同ガイドラインの遵守を確認した案件」ではなく、表現を変えるとということに致します。どのような表現がよろしいでしょうか。

澤井委員 通常の案件と同様の、我々は環境レビューという言葉ガイドライン上使っているのですが、審査プロセスの括弧の中に書いてあるものには JBIC が行わなければならないもの、相手に求めているものと色々あるので、同様の環境レビューを行った案件で、円借款の供与が適切と判断した案件のみを採択対象とする。

原科共同議長 「通常の案件と同様の審査プロセス」という表現ではないということですか。

澤井委員 環境レビュー、あるいは環境審査という言葉でも構わないかと思います。

原科共同議長 環境審査によって、環境社会配慮を確認した案件ですね。

澤井委員 確認したというと、ただ確認したということだけではなく、円借款供与が適切と判断した。要するにそこは環境配慮に問題がないという判断があったということです。JBIC の意思決定があったということ、はっきり述べた方がいいということであれば、環境審査によって円借款供与が適切と判断された案件のみを採択対象とする。

原科共同議長 それではもう一回文章を見てみましょう。「同様の環境レビュー」は、環境審査の方がいいですか。どちらがよろしいのでしょうか。

松本委員（メコン・ウォッチ） 私は、レビューはある一定の範囲しか指していないと思います。例えば情報公開であるとか様々なプロセスがありますので、その全体を指すという意味では、審査プロセスや環境審査という、レビュー以外のことも入れた方がいいと思います。

原科共同議長 環境審査プロセスはどうでしょうか。そうするとレビューと混同しない

と思います。環境レビューだけですと、環境審査とほとんど同じような印象を受けます。「環境審査プロセスによって円借款が適切だと判断された案件のみを採択対象とする」このような表現でしょうか。円借款供与ですか。「円借款供与が適切と判断された案件のみを採択対象とする」土居さん、澤井委員これでよろしいでしょうか。そのような表現に大きく変わります。他に何かございますか。他はよろしいですか。土居さん、どうぞ。

土居氏 2点ございまして、今議論があったところの下「4-1 要請段階」ですが、網掛けをした第一パラグラフの下から2行目。「先住民族に影響を与える場合は緩和・開発計画等の提出が添付されていなければならない」とありますが、その下の第3パラグラフの真中になりますが、「カテゴリ A 又は B のプロジェクトについては～先住民族への影響緩和に関する計画書を～公開する」と原案ではなっております。もし同じものであれば、ここは表現をあわせた方がいいと思いつつ編集しておりました。案としては、下の「影響緩和に関する計画」というのを、上も引き写した方がいいと思います。

原科共同議長 そうすると「先住民族に影響を与える場合は、影響緩和に関する計画等」ということでしょうか。今の表現はいかがでしょうか。その方がよさそうなので、そう致します。他にございますか。

土居氏 あともう1点でございますが、この綴りの最後に「EC.19/5」というのがございます。こちらはD/Dに関する記述について今網掛けになっている部分をそのまま移してあるのですが、特に2ページ目をご覧くださいと、その中でも下線が引いてあります。こちらは編集している間に他の手続きと見比べまして、特にフィージビリティスタディと見比べまして、こういった手続きがフィージビリティの方では書いてあるのですが、D/Dには書いてなかったの、差し支えなければこれを入れた方が並びとして良いのではないかとということで単純に入れました。これがD/Dの中身でそぐわないことがあればまずいので、少々ご議論頂ければと思います。

原科共同議長 今のを整合するように、 、 を追加して頂きましたが、これでよろしいかどうかご確認頂きたいということでございます。いかがでしょうか。これはJICAのご担当の方の意見も頂いた方がいいかと思えます。

富本 JICAと致しましては、「EC.19/5」の平仄があった形がより適切ではないかと思えます。

原科共同議長 そうですか。それではこれにあわせた方がいいですね。他の方はよろしいですか。松本委員、どうぞ。

松本委員(メコン・ウォッチ) 私も土居さんのこの修正案文で、手続き的に明確になると思うので賛成します。一点だけ折角の機会なので、少々短めですがD/Dの重要性や懸念があったものですから、私の方で「EC.19/3」というペーパーを出させて頂いております。基本的には起草グループを基にした連携D/Dに関する会合の場でシェアさせて頂いたことが中心であります。まずここでシェアしておきたいのは、1つは連携

D/D が円借款供与の意思決定後に行われるということを考えると、連携 D/D 後に大きな環境社会面での変更。例えば移転住民の数が大きく違っていたとか、そのようなことが後に起こることはまずいと私は思っております。

2つめの懸念として、その後に連携 D/D があって、そこで環境社会配慮が出来るから、意思決定には少々不十分な情報がないというような状態でも、円借款供与の意思決定をしてしまうというようなことは避けなければならないということ。

それから 3 つめは、先程も申し上げましたが JBIC のガイドラインには連携 D/D に関する記述がない。そのようなことが大きな懸念として持っていたために、当初連携 D/D の項目というのは大きくなかったのですが、この委員会でもう少し、事実上スキームに近い形で書くという結果になったということだけは、改めてここで申し上げておきたいと思います。

従って、この連携 D/D の円借款供与が決まった段階での環境社会配慮というのはあくまで、ひっくり返してまた EIA をそこで行わないように、やはりある程度合意してあることについて、きちんと出来ているかを確認して、それが出来ていないということであれば改善を求め、それでも駄目であれば D/D をやめる。もしくは上流にある円借款供与とそのものを中断するというような提言をする。そのようにある程度役割を限定して行わないと、連携 D/D が膨らんでいき、ここで環境社会配慮を色々行うということは、私は非常に望ましくないと思っております。

この段階では、やはりある程度限った環境社会配慮ということを明記することで、JBIC の審査をしっかりと行ってもらい、連携 D/D に持ち越さないようにしてもらおう。連携 D/D の方は限られたスコープの中で適切に処理をするという方向が、私は望ましいと思ってここに提案しております。この提案の趣旨は、最後に土居さんが書いた提案にも盛り込まれていると思っております。

原科共同議長 確かにこの段階では、馬鹿げた話になってしまいますので、そのようなことがないようにしてもらいたいと思います。それは JBIC に頑張って下さいとしか言えません。

澤井委員 一応、円借款供与の決定を JBIC がした上での連携 D/D ですから、JBIC のガイドラインを守るのは当然であり、それを守らなければコンプライアンスの問題や、異議申し立ての対象になってくる。そこでチェック機能が働くことになりますので、そうならないはずです。

原科共同議長 先程、「ガイドラインの遵守を確認して～」という表現があったから、最初の案がそうなったのかもしれませんが。連携 D/D が生じるケースというのは、具体的にどのようなことがありますか。

澤井委員 案件の数としてはそんなに多くはないのですが、通常円借款でも D/D と本体を併せてコミットする場合があります。しかしながら相手国の事情、あるいは出来るだけ早く事業を進めなければいけないような特別な事情が勘案した時に、JICA の支援

を得ながら D/D を行った方がいいということもありますので、そこは具体的にこのような場合というクライテリアがあるわけではありませんが、相手国の意向やプロジェクトの意向を踏まえ、連携 D/D がいいのか、円借款で賄うのがいいのか。そのような判断をするということになります。案件としての実績は、まだそんなに数が多いわけではありません。

原科共同議長 そんなに多いわけではないのですか。年間いくつくらいですか。

澤井委員 年間3件くらいでしょうか。現在はそうです。

原科共同議長 そうすると規模はあまり大きくはないのですか。

澤井委員 もちろん D/D をしなければいけないという案件ですから、通常 A 種に相当するような案件を念頭においております。

原科共同議長 大規模案件ですから、重要性は非常に高いわけです。ですから JICA としては、JBIC に頑張ってもらえないと困るということです。連携 D/D 関係では、何か他にございますか。田中委員、どうぞ。

田中委員(専門員) 今、澤井委員がおっしゃられた関連で、意見を述べさせていただきます。これは45ページ「4. 詳細設計調査(D/D)」の最初に書かれております7行が基本の理念であり、「JICA としてはエンジニアリング部分の実施設計調査を行うことを基本とする」ここが非常に重要だと思います。つまりこの段階までに環境配慮は、その前に行われているフィージビリティスタディで、ある程度きちんとしたものが出来ているということが前提条件です。そして JBIC と JICA の連携 D/D の場合には、澤井委員がおっしゃられたように、JBIC できちんと審査されたものが JICA に来るはずですから、環境社会配慮のポイントについては担保されているということになると思います。以下、要請段階から細かく書かれておりますのは、逆にいうと連携 D/D ではない、他の detailed design がある場合で、(ほとんど今はこの種の要請はなくなってきておりますが)そのような意味で状況が細かく書かれているということだと思います。

原科共同議長 これはレアケースですか。そんなになんという意味ですか。

田中委員(専門員) つまり「カテゴリ A については～」というのは、連携 D/D がほとんどだとしますと、それは JBIC で見ていることですから、そこで JICA と JBIC のガイドライン上でそんなに齟齬があるということは、基本的にはないとそう思っております。以上です。

原科共同議長 今、田中委員がおっしゃったような理解でよろしいでしょうか。どうぞ。

事務局 岡崎 社会開発調査部の岡崎です。連携 D/D につきまして、JBIC からお話がありましたとおりでございます。詳細設計 D/D は事業の一部でございますので、それを JICA で事業を実施する際には、当然前提となるところの社会配慮の審査が、JBIC できちんとされているということがあって、初めて私どもの方で実施をするということにきちんとしていきたい。今までのいくつかのレッスンもありますのでそのような面や、しかも事業の一部として実施をするからには、調査の段階が終わって事業に入ってくる

内容でございますから、その段階で手戻りになるということは非常に効率が悪い話になりますから、そのようなことがないためにも、きちんとした審査が JBIC でされたものを私どもでも実施していきたいと考えております。

原科共同議長 わかりました。そうしますと、仮に戻るような話になった場合は、JICA としてどうしたらいいのでしょうか。そのルールを作っておかなくていいのでしょうか。最悪の場合を考えておかないといけないと思います。そのようなことがあり得ないようにして頂きたいと思いますが、先程の松本委員のご懸念では、そのようなことが心配だとおっしゃってありました。そのようなことは起こらないと考えてよろしいのでしょうか。どうぞ。

松本委員(メコン・ウォッチ) これは結果的に、土居さんが最後に付けられた「EC.19/5」で読み取れば、例えば「4-2 事前調査段階」や、もちろん事前調査段階の前の上 3 行にも書いてありますが、不十分ではないかと JICA が判断した場合には、外務省に別のスキームを使う、あるいは不採択するという提言することもあります。事前調査段階でも改善がなされない、つまり実施段階にも関わらず、適切な環境社会配慮を相手国政府実施機関がしようとしなない。あるいは極めて不十分だと分かった場合、もちろん相手国政府と協議をして、その改善を求めるというプロセスを経た上で、それが難しいということであれば、外務省に対してその調査の中止を提言することになり土居さんの文章に書かれておりますし、私もそれでいいのではないかと思います。

原科共同議長 そのあたりを確認したかったのです。今のシステムでだいたい対応できると考えてよろしいでしょうか。そうすると、エンジニアリングの部分が中心ということは、基本的には環境社会配慮に関してはしなくてもいいはずだということは、どうしたら分かるのですか。実際問題として具体的な現れ方は、遵守に対して何かクレームが付くということで分かるのですか。JICA の段階では環境社会配慮をチェックしないわけですね。クレームが付くのですか。

松本委員(メコン・ウォッチ) これはかなり議論したのですが、それは環境社会配慮をこの段階で全くしないという前提で議論をした結果、今原科共同議長がおっしゃったような疑問も出てまいりましたので、やはり連携 D/D の中に環境社会配慮部分は入る。ただしある程度、そのスコープは大きく広げて行うのではなく、限定的に行う。それについては、土居さんが書かれている文書の中にも、事前調査という中で一体環境社会配慮団員が何をするのかということを決めることで、とにかく実施段階で一番気をつけなければならないものにフォーカスをして、環境社会配慮をし、対応することになっていると思います。

原科共同議長 田中委員、どうぞ。

田中委員(専門員) この点につきましては、マスタープランをきちんと行って、その中から優先順位の高い良い案件について、フィージビリティスタディを行うということとをずっと議論してまいりました。その中で連携 D/D に繋がりそうな案件というのも出

てくると思います。ですから、これからは上流のマスタープランから連携 D/D を視野においたような環境社会配慮の取り組みが行われるのが、ある程度形としては求められてくるのではないかと考えております。フィージビリティスタディの中でまさに、そのあたりがどれだけ熟度をもって行われるかというところについて、これを担保していくべきではないかとそう思います。

原科共同議長 分かりました。全体のシステムでうまく対応できるようにしていこうということですね。

田中委員（専門員） そうしていかないと、大規模な連携 D/D は非常に難しいと思います。

原科共同議長 そのような方針・考え方を基本的に行っていくという方向でよろしいでしょうか。どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） ただ一点だけよろしいでしょうか。折角の機会ですから、意見を述べたいと思います。実は年間 3 件しかない連携 D/D について、何故それが必要で、相手国政府の資金で D/D を行えないのか。しかも ES 借款のような円借款の一部として出来るような D/D のスキームが JBIC にあるのに、何故グラントである D/D が必要なのかということについて、私は説明が足りないと考えております。インドネシアの案件や他の案件で、何故このプロジェクトにはグラントの D/D を付けるのだらうと思うところがあります。これはこの委員会からするとスコープが離れてしまうので、単に意見でございます。私はニーズのところもしっかり抑えて、JICA として審査をしてほしい。もちろん環境社会配慮面は当然ですが、本当に JICA の無償のお金を使って行う D/D が適当かどうかという点は、しっかりと、環境社会配慮とは別だとは思いますが、審査をして頂きたいという意見を述べさせて頂きたいと思います。

原科共同議長 それは大事なところですね。これからの考え方ですから、必要性の確認をする必要はあります。環境社会配慮と他とのバランスをみてどうなのかという判断が必要になります。当日参加者の方、どうぞ。

白井氏 自然環境研究センターの白井です。41 ページの件です。

原科共同議長 別の件ですね。少々待ってください。今の件はよろしいですか。それでは今の件はこれで切り上げて、次にまいります。お願いします。

白井氏 41 ページの上で、これはマスタープラン調査の本格調査段階の TOR というところと、43 ページの上から 2 番目、フィージビリティ調査の本格調査段階のカテゴリ A に分類されたプロジェクトの TOR というところなのです。いまさらこのようなことを言って申し訳ないのですが、私が最初の頃お話しした経済評価の透明性というところは、例えば戦略的環境アセスメントの考え方の中に入っているのでしょうか。そこを確認したいと思います。

と言いますのは、前にもお話ししましたように、インターナル・レート・オブ・リターン(IRR)等そのあたりの数字だけを見て、これはフィージブルであるというようなこと

が多く、そのあたりがブラックボックスになっていて分からないというところが多いので、経済評価の透明性ということは何とどこかに組み込めないのか。今頃になって大変申し訳ないのですが、考えて頂けないでしょうか。私自身、どこに入れたらいいか分からないので、とりあえずマスタープランでは、この TOR のところかというように考えました。フィージブルのところもこの TOR のところで、経済評価の透明性を入れてはどうかというのが提案でございます。

原科共同議長 41 ページの上から 4 行目、5 行目の TOR のところ、それから 43 ページの上から 2 行目、3 行目の TOR。必要性や実施可能性のところ、その中身として経済評価の透明性という概念を明示してもらいたいというご意見でございます。いかがでしょうか。私も戦略的環境アセスメントを考えるとまさにそこなのですが、経済に与えられる影響を明確に把握して、それとの相対関係（トレード・オフ）の上で環境面の評価をすると私は考えております。ただここに明示しておりません。氏家委員、どうぞ。

氏家委員 氏家です。経済評価は最初に修正案を出した時、41 ページのところにも書いておりますが、の消えた線の下に「経済性など相手国政府と総合的に検討して」ということで盛り込んだのですが、起草グループの作業で最初に消えてしまいました。環境社会配慮ガイドラインは基本的に、環境社会配慮の方にかなりフォーカスした記述になっています。基本的に調査をする時は、マスタープランの策定の代替案。F/S でもそのようなのですが、経済性をももちろん検討して行っておりますので、このガイドラインはあくまでも環境社会配慮面に着目したものであるということで、起草グループの中で文言は消えてしまったのではないかという認識でおります。すみません。私も欠席したものですから、なんとも言えないところがあります。

原科共同議長 この件に関して、松本委員どうぞ。

松本委員（メコン・ウォッチ） 起草グループに出ておりましたので話をしますと、同じ経済調査と言っている、臼井さんのお話に出てきたことと、今の氏家委員のお話では実は取扱い方が違うと思います。フォーカスの当て方が違うと思います。臼井さんは透明性ということをおっしゃっている。氏家委員のおっしゃったこの文章は、最終的な最適プロジェクトをどうやって出すかということだったわけです。この我々起草グループで、最適プロジェクト・優先プロジェクトの選定というのをここに書くことは不適切ではないか。必ずしもそのようなものばかりではないだろうし、このような発想だけではないのではないかという議論があって、これは文章から落としたわけです。一方臼井さんの考えについては、まさに臼井さん自身がおっしゃっている 41 ページの「の TOR は」というところもそうです。しかもその上にある代替案の検討というようなところも当然入ってくると思います。そのようなことを盛り込んだインテリム・レポート等が公開されるということによって、私は少なくとも今以上の透明性は確保されると思いますが、おっしゃるとおり明示はされていないのかと思います。

原科共同議長 他にございますか。今そのようなことで、必要性の判断で経済的な問題

は常に基本ですから、それに対する情報・意思形成過程の透明性を高めるということについて、これは必要になります。そのような意味で、そのことを明示しておいた方がいいのかもしれませんが、いかがでしょうか。臼井さん、どうぞ。

臼井氏 臼井でございます。氏家委員から今回は環境社会配慮なのでというお話がありました。経済評価に関しましては JICA で出している本の中で、経済評価がなかなか出来ないものについても経済評価をなささいというようなことが書いてあります。それがかなり環境に関わってくるところでございます。それが本当にいいのかということが多々ある報告書になっております。今回の環境社会配慮でも、透明性の高い経済評価というところを明示しておくべきだと私は思っております。

原科共同議長 どうぞ。

氏家委員 おっしゃることは分かっておりますが、ただここに入れるのがどうかということもあると思います。入れるところは考えなければいけないと思っております。確かこのガイドライン以外に、JICA が作られているガイドラインの話がどこかにあったかと思っておりますが、そこに入れ込んでどうかと思っております。すみません。今探しております。11 ページあたりかと思っております。

原科共同議長 11 ページのどのあたりになりますか。私は戦略的環境アセスメントの考え方を活用してということになっておりますから、戦略的環境アセスメントの活用とはどのようなことかということ、15 ページで付け加えてもいいのかと思いました。15 ページの一番下のパラグラフに「プロジェクトの準備段階から相手国に密接に関与するスキームを有し、特に相手国の国・地域レベルでの総合計画やセクター別計画など上位段階の意思決定にも関与する JICA の協力事業の特性を踏まえ、環境社会配慮に係る重要事項として戦略的環境アセスメントの考え方を活用して早期段階からの環境社会配慮を確保する取組が期待される」とあります。この戦略的環境アセスメントの中身として、経済・社会面と環境面の相互比較ということになりますから、経済・社会面の情報をきちんと透明性を高く把握した上で、それとの比較をするというような記述を加えれば、透明性の確保というのは明示できると思います。いかがでしょうか。富本委員、どうぞ。

富本 経済評価についての重要性というのは、おっしゃるとおりだと思います。1 つ関連するような記述とすれば、別紙になりますが「56/57」に代替案の分析というのが一番下でございます。要するに DDP を出す時には、経済面だけではなく、技術面や財政面、あるいはマネージメントという様々な面を含めて判断するわけですが、そこに代替案の分析として「プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案を。それぞれの代替案が環境に与える影響、その栄養の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合には経済評価を付す」というような表現がございます。この部分で今おっしゃっ

たような部分は読めないだろうかと思っております。

原科共同議長 「可能な場合は」というのは、少し弱いかもしれませんが。

富本 少し弱いかもしれませんが、「定量化し、経済評価を付す」ということでございます。

原科共同議長 「可能な場合は」というのは、取ってもいいかもしれませんが。

富本 あるいは、それをもう少し本文の中に入れるのか、入れないのか。ただ経済評価だけではなく、その他も総合的に判断します。確かに経済評価、特に環境への負の影響に対する経済評価というのは、おっしゃるとおり非常に重要だと思えます。そういった点が読めないかということでございます。以上です。

原科共同議長 いかがでしょうか。今の点について、我々の提言としてどのような表現がよろしいでしょうか。どうぞ。

松本委員(メコン・ウォッチ) もう一度繰り返しますが、そのニーズの把握や代替案の検討ではいけないという理由をもう一度教えてほしいと思えます。その中に経済評価が入ることは当然ですし、その代替案を分析する時には透明性が確保されているわけですから、どのような経済評価をしたかということも、同時にここで透明性が確保されるというように理解できるのですが、これで不十分だという理由を教えてくださいと少しアイデアが出てくると思えます。

白井氏 今のように解説して頂ければ十分だと思えます。

原科共同議長 ただ提言で書いてしまうと、表現が足りないかもしれません。どうしましょうか。今のでよろしければ、原案でいきます。それで、むしろ「56/57」の「可能な場合は経済評価を付す」という「可能な場合は」というのは要らないと思えます。経済評価は必ず行っています。経済評価がないプランニングなんてあり得ません。これは削除した方がいいと思えます。これは削除ということに致します。むしろ「必ず付す」とした方がいいと思えます。そうすれば透明性の点が確保されると思えます。どうぞ。

白井氏 それは少々難しいのではないのでしょうか。「代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し」とあります。そうすると環境影響で定量化できないものもかなり出てくるので、これは「可能な場合」でないとその環境影響の経済評価は出来ないと思えます。

原科共同議長 これは環境影響のという意味ですか。誤解しておりました。失礼致しました。

白井氏 その上に「初期及び経常経費」というところがあります。このところで比較検討をやっているの、これはこのままでいいと思えます。それが「初期及び経常経費」というところに、括弧して「透明性の高い経済評価」というように入れるとか、何かした方がいいと思えます。

原科共同議長 私は誤解していたようですが、今白井さんがおっしゃったようなことでしょうか。環境影響に対する経済評価。今のは撤回致します。

富本 このままでも透明性は十分確保できているのではないかと思います。おっしゃるとおり、出来る場合と出来ない場合がございますので、「可能な場合」というのを残して頂いた方が、実際の場合非常にしやすいと思います。もちろん、出来るだけ確保したいと考えております。

原科共同議長 それでは、基本的にはその部分は直さないということに致します。他にご意見ございますか。氏家委員、どうぞ。

氏家委員 これは編集上の問題だと思います。とけこみ版で見た方が分かりやすいかと思うのですが、「39/52」になります。 の下3行と、 、 が同じ文章が入っておりますので、これは1つどれかにすればいいかと思います。

原科共同議長 間違えたということですか。

氏家委員 そうです。

原科共同議長 これは土居さん、いかがですか。これは修正して下さい。他にございますか。どうぞ。

氏家委員 それから、私は起草グループを過去2回欠席してしまったので、ここで確認をするのは恐縮なのですが、「46/57」の無償資金協力につきまして、基本的にはここに書いてある手続きの事項というのは予備調査、先程事前の調査と表現した方がいいというお話がありましたが、事前の調査で行うことだけに限定して書くことにしたのかということを確認したいものですので、よろしくお願いします。

原科共同議長 これは起草グループの方にお願ひしましょう。

土居氏 すみません。もう一度お願いします。

氏家委員 無償資金協力の D/D の中で、実際に基本設計調査の中で行うことは色々あるかと思うのですが、今ここでは予備調査、いわゆる基本設計の前に実施すべき手続きのみが書かれているように見受けられます。他の開発調査や技術協力の場合、事前ですとか、本格ですとかに分けて書かれているのに対し、ここはまとめて書かれているので、そこだけ確認したかったのです。

土居氏 基本的に考え方を変えたということではなく、起草グループで議論したのは、最終的に JICA と ECFA が議論して、その修文案というのを頂きました。それを基にこれを作っております。基本的に起草グループで何らかの考え方を変えたということはありません。

原科共同議長 富本委員、どうぞ。

富本 今、土居さんがおっしゃったとおりで、予備調査と基本設計を含めて、先程事前の調査という言い方をしましたが、それは全部含めております。前の表も見て頂きますと、無償資金協力の方は予備調査と基本設計ということで、事前調査ということになっておりません。これは両方とも含めております。

原科共同議長 他によろしいですか。では残り別紙の部分と、全体通して他に何かあればお願い致します。いよいよ最終になりましたが、いかがでしょうか。「57/57」までで

ございます。どうぞ。

農林水産省 前田氏（以下 前田氏） 農水省の前田でございます。先程の無償のところの関係です。

原科共同議長 何ページになりますか。

前田氏 46～48 ページの手続きと、8 ページのフロー図の関係なのですが、調査の実施指示について、外務省から JICA に Yes で二本の矢印が出ております。本文では JICA の中で予備調査をするかどうかの判断をすると読めます。またこのフロー図ですと外務省で予備調査を始めるのか、基本設計調査から始めるのかという判断をして指示をするということで、2 通りに読めると思うのですが、ここはどのように外務省では考えておられるか確認ということですが、ここはどのように外務省では考えておられるか確認ということですが、もし JICA で予備調査をする、しないという判断をすることであれば、Yes の一本の矢印だけ出て、JICA の中で判断をして決めるということになると思います。その矢印が 2 つ出ているという意味が、外務省の認識とあっているのであれば問題ないのですが、そこだけ確認させて頂きたいと思います。

原科共同議長 それでは、山田委員お願い致します。

山田委員 フロー図でいいまして、「環境社会配慮について提言」というところがございまして、ここは環境社会配慮以外に他の面についても JICA から提言があるわけですが、それを受けて予備調査が必要だと外務省が判断すれば予備調査に行く。いきなり基本設計調査にいけるということであれば、基本設計調査に行くので矢印が 2 本ということになります。ただ提言の中では、これは予備調査から行うべきであるという JICA からの提言もあるでしょうし、JICA の環境社会配慮ガイドラインに従えば、予備調査が必要であるという提言もあるかもしれません。その場合、当然それを踏まえて予備調査の実施、あるいは場合によっては不採択の通知（左側）に行くということになると思います。従って JICA は当然判断をしますし、しかし JICA の判断に基づく提言を踏まえて外務省が判断をするということだろうと思います。

原科共同議長 よろしいですか。

前田氏 矢印が 2 本あることは正しいというご判断ですね。

原科共同議長 Yes が 2 つあるということですが、他にございますか。全体を通して何かございますか。土居さん、どうぞ。

土居氏 先程、田中委員からご指摘がありました 17 ページのプロジェクト形成段階のところ、前々回議論があった文章が抜けていた件ですが、14 ページの上にあります「早期からの配慮」というところに下線が引いてありますが、編集上ここに入れてあります。「特にプロジェクト形成調査を～」と書いてありますが、これは田中委員から頂いた意見でございます。編集でこちらに入れてしまったのか、間違っ入れてしまったのか分かりませんが、先程のご指摘でいきますと、これを 17 ページのにもってくるとのことだったと思いますので、編集をしなおしたいと思います。

原科共同議長 それでは、今のことでよろしいですか。

田中委員（専門員） 申し訳ありません。今土居さんがおっしゃられた、こちらの方で結構です。

原科共同議長 よろしいですか。それでは先程追加するということではなく、今ここに入っている形でよろしいということですので、このままで参ります。他にございますか。ご意見は全て頂いたということで、今日の議論に基づいて最終の修正をお願い致します。これはそのあと修正したものを確認しなければならないのですが、委員会を開くということにはいきませんので、どういたしましょう。ビューローで確認をするか、あるいは共同議長の方で確認をするか。何かそのような手続きが必要だと思えます。

富本 事務局としては、ビューローの方でもう一度確認をさせて頂きたいと思っておりますので、またその時はご連絡させていただきます。

原科共同議長 それでは最終のものは、ビューローで確認をさせていただきます。よろしいですか。同意頂いたということで、そのようにさせていただきます。予定終了時間の 16 時 30 分になりましたので、ここで終わりたいところなのですが、まだもう 1 つあります。「EC.19/4」でございます。これで終わらないということで、フォローアップの話をしたいと思えます。これは事務局からお願い致します。

富本 前々回の改定委員会でもご議論ありましたが、JICA 環境社会配慮ガイドラインのフォローアップ委員会の設置につきまして、事務局として要項案を作成致しました。これに基づきまして、ご議論頂きたいと思えます。まず「1.設置目的」ですが、JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言が、JICA の作成する同ガイドラインに反映されることを確認し、JICA に必要な助言を行うことを目的とする。「2.構成」JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の各委員に、JICA が委嘱の可否を確認した上で委員を決定する。「3.開催スケジュール」平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月までの間に、JICA ガイドライン案作成時、パブリックコメント終了時、ガイドライン 2 次案作成時にフォローアップ委員会を開催する。

平成 15 年 9 月 JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会提言の提出

10 月下旬 JICA 環境社会配慮ガイドライン案の作成

11 月中旬 第 1 回フォローアップ委員会（ガイドライン案）

12 月～ パブリックコメントの募集

平成 16 年 1 月

2 月中旬 第 2 回フォローアップ委員会（パブリックコメント）

JICA 環境社会配慮ガイドライン第 2 次案の作成

2 月下旬 第 3 回フォローアップ委員会（ガイドライン 2 次案）

3 月上旬 JICA 環境社会配慮ガイドライン決定

「4.情報公開」フォローアップ委員会は公開し、当日参加者の参加を認める。また、委員会の結果はホームページを通じて公開する。

「5.事務局」国際協力機構企画・評価部環境・女性課 以上となっております。

原科共同議長 以上の案でございますが、何かございますか。どうぞ。

農林水産省 富樫氏（以下 富樫氏） 農林水産省の富樫と申します。まだ農林水産省と言いますか、先程までおりました山崎とこのフォローアップ委員会について全く話を交わしておりません。ここに書かれている中身につきましては、これでいいのではないかとと思いますが、例えば山崎が所用で受けられない場合は、農水省から代役と申しますか、このような方を推薦するというようなことも検討させて頂きたいと思っております。これにつきましては農水省から JICA 事務局に別途ご連絡させて頂ければと思うのですが、それでよろしいでしょうか。人選のところも踏まえてということでございます。

原科共同議長 フォローアップ委員会は、ここでの議論をよく分かっておられる方でないと具合が悪いと思っております。ですから、そういったことであればいいと思っておりますが、新しく加わるとなると、色々フォローアップがうまくいかなくなり、違う議論が出てきてしまうと困ります。そのような点さえ踏まえて頂ければいいと思っております。

富樫氏 分かりました。その点も踏まえて、またご連絡したいと思います。

原科共同議長 委員交代はよくあります。ですから、議論をきちんとフォローして頂かないと、フォローアップになりません。どうぞ。

深田 企画・評価部の深田です。ご意見を確認しておきたいのは、この構成について基本的な合意を、ある程度コンセンサスを頂いておいた方がいいのではないかと申しました。つまり手を挙げた方は誰でもいいから、この委員の中から参加するというのでいいのか。あるいはある程度2名ずつぐらいのグループで行うとか、全員ということにはならないでしょうか。ある程度は代表ということで、色々な声が反映されるような形でフォローアップ委員会の構成をされることが望ましいと思っております。そのあたりの考え方について、ある程度のコンセンサスを頂いておいた方がいいという感じがするのですが、いかがでしょうか。

原科共同議長 この「構成」と書いてあるものを拝見致しまして、これは基本的には全員が参加し得るのだと思ったのですが、そうではないということですか。

深田 参加はし得るのだと思うのですが、そこも決めて頂く必要があると思っております。全員がこのままフォローアップ委員になるのか、あるいはこの中から手を挙げただけで構成するのか。またはグループということで、2名なら2名ずつという形で選ぶのか。

原科共同議長 原則は全員ですが、ご事情で駄目な場合というような意味だと思いたしました。「JICA が委嘱の可否を確認した上」というのは、どのような意味なのでしょう。

深田 それでしたら、それで結構です。

原科共同議長 私が間違っているかもしれませんが。國島共同議長、どうぞ。

國島共同議長 それでこの案は何故、この委員に限定して、当日参加者の方がいらっしゃるから、委員の席に座ろうが、当日参加者の席に座ろうが同じだということも1つの考え方かもしれませんが。しかしこの委員の席に入るのは違うと思っております。何故委員を

公募するということをお考えにならなかったのですか。

原科共同議長 富本委員、どうぞ。

富本 前々回のご議論にもありましたが、このような形で改定委員会も公開で行ってまいりましたので、ここに書いてありますように当日参加者の方も意見を発表して頂ける。ただ原科共同議長のご意見のように、この議論に継続的に委員として参加された方が、まず継続的にフォローアップをして頂くのがよろしいのではないかというご意見も取り入れた上で、このような形に致しました。ですからこの点につきまして、もちろんご議論頂いてもよろしいのですが、JICA としましては改定委員会の TOR というのはここまでで一回区切り、その上で皆さんの可否を確認してご議論頂く。それから今回まで行ってきたような同じ形で、公開は原則として行うということでございます。

原科共同議長 國島共同議長、どうぞ。

國島共同議長 フォローアップという次のステップになった時には、第三者機関的な改正で検証するのだというのは、あまりそのような考え方はないのですか。先程から色々な事情が分からないとフォローアップが出来ないというのは、何のために議事録を作り、詳細を公開しているのか。ですから極端な話フォローアップは、今の提言案の議論と最終案がとれたものを、ある一定の方がきちんとご覧になって頂けたら、その次の JICA が作ってくる案をそれなりに評価できるのではないかと私は思うのですが、なかなかそんなに簡単なものではないのですか。次から次へと身内で関与するのは、変な感じが致します。

原科共同議長 深田委員、どうぞ。

深田 もう少し実務的にこれからのプロセスを考えると、公開前に違う意見が出た時に、今までの議論の延長でこれをどう修正するべきかという議論をして頂く必要があると思います。あるいはここで定められた色々なシステムの改善（環境審査役等）、それについても JICA としてこのような形で行いますということで、最終的にこちらのガイドラインの提言を受けた JICA がこうしますという報告をして、それに対して意見を頂くというためには、ずっとこの議論に参加して頂いた方々に、実務的な観点から意見を聞くのが一番いいというのが、私が描いていたイメージでした。

原科共同議長 私も一言、意見を言わせて下さい。私もそのような考え方で、私自身は改定委員会の任務は来年の 3 月までだと最初は思っていたと、この間申し上げました。それはそのような趣旨なのです。ここで議論してきたことが文章としてまとまりますから、それがきちんと実現されたかどうかを確認するのが、我々の責務だと思いました。基本的にはこのメンバー全員が残る。JBIC で行った時も、そのような形でした。そのままのメンバーが残ったのです。そこで、そのような意味で委員長も作ったのです。提言を作るまでは、むしろ委員長はありませんでした。一回中身が固まりましたから、主張があるわけです。ですから主張をまとめるために、リーダーシップを執ってもらうという形にしたのです。

そのような考え方なので、私達は今回も提言を出しますから、この提言を作った我々がフォローアップをする責務があるように考えます。むしろ我々が運営する中で、基本的には全部公開をしておりますから、ご意見は拝聴致します。少なくとも提言として書いたものに対して、きちんとレスポンスして頂いたかを確認するためには、我々が担当するのが一番効率がいいと思います。そのようなことが私の意見です。むしろ今度のフォローアップ委員会で皆さんが抜けてしまうといけないのですが、今のバランスのまま残って頂くのが一番いいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

山田委員 今、原科共同議長がおっしゃったとおり、私もこの委員会が基本的に残るというイメージで皆さんおられたのではないかと思います。私もそう思っておりました。ですから、この委員会のご都合の悪い方を除けば、引き続き継続するということであるかと思えます。

原科共同議長 それでそのような意味で、2番目の構成の文章が分かりにくい感じがしたので、文章の表現を変えた方がいいと思いました。この文章の後ろに「JICAが委嘱の可否を確認した上で」の意味合いが取りにくいので、「JICAが本人の承諾を得た上で」というような表現がいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。内容は同じですが、その方がわかりやすいかと思えます。それから開催スケジュールは3回だけですが、必要に応じてもう1回くらい開催できるようにしておいた方がいいのではないのでしょうか。松本委員、どうぞ。

松本委員(メコン・ウォッチ) スケジュールについて1点、ご質問と申しますか意見があるのですが、実はフォローアップ委員会以外の重要な事項が含まれておまして、いつパブリックコメントが行われるかという事実がここに初めて登場しております。これはとても重要な情報だと思っております。パブリックコメントを2ヶ月行うということがここに書かれているのですが、このことについてはある程度JICAの方向だと思えますので、これについてまず1点確認したいと思えます。2ヶ月間パブリックコメントを設けるという予定であるということについて、確認させて頂きたい。

2点目は、パブリック・コンサルテーションについては何も記述がないわけですが、私はやはりパブリック・コンサルテーションは日本のどこで行うのか、何ヶ所で行うのか、何回行うのか。そしてそれを受けた形で、このガイドラインのフォローアップ委員会を行うのか、それともやはりそれについては、ガイドラインの改定委員会もはや何も言えないだろうという立場をとるのかということについては、とても重要なことだということに思います。従ってJICAとしてパブリックコメントを受け付けて、パブリック・コンサルテーションを行った意見を最終案に反映しているということを外に対して、私ははっきりさせた方がいいと思えます。ですからパブリック・コンサルテーションについても、どの段階で何回行うのかという、幅があってもいいと思えますが、ある程度の方向は示した方がいいと思えます。

原科共同議長 2点ございました。まずパブリックコメントの2ヶ月間ということですが、

富本 パブリックコメントの2ヶ月間にするというのは、JBICの例を周到しつつ、その方向で考えております。パブリックコメントとパブリック・コンサルテーションについて、確かにコメントを受け付けるだけではなく、色々こちらからの説明もし、かつご意見を受けるというような活動を積極的に行うかどうかというご趣旨であるとすれば、それは非常に重要な提案だと思っておりますが、具体的に来年の4月1日までのスケジュールの間でどこに入れることが出来るかということが、物理的な問題として考えております。もしご提案があれば頂きたいと思っております。あるいは適用時期を先にずらすのかということも含めて、今3回以上フォローアップ委員会を持つべきだというご意見もございましたし、非常に短い期間の中でそういったことが可能かどうかという、むしろフィージビリティの問題だと思っております。私はそのようなことを行うことについては、全くやぶさかではございません。

原科共同議長 國島共同議長、どうぞ。

國島共同議長 今の松本委員のご指摘は、国内という意味ですか。それとも国内外でということですか。

松本委員（メコン・ウォッチ） 両方含めてということですか。

國島共同議長 ということは、英語版について今の提言案とJICAのガイドラインを早急に作った上でということですね。

松本委員（メコン・ウォッチ） 議論が長くなってしまいますが、私はパブリックコメントも英語で行うという理解ですので、まさにそのようなことです。

原科共同議長 少し申し上げます。JBICの場合は、半年の間にそのようなパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開いておりますから、スケジューリングをうまくすれば可能だと思っております。

富本 よろしいですか。パブリックコメントの募集の期間に行うか、あるいはそれとはまた別の期間を設けて、国内外を含めてコンサルテーションが出来るように、もう少しこの案を考えてみたいと思っております。一応方向性としてよろしいかどうかということで、詳細についてはまたご報告させていただきます。

原科共同議長 それでは基本的な考え方と致しまして、フォローアップ委員会は今のメンバー（提言作成メンバー）が原則として残って頂きたい。ですから是非お付き合い頂きたいと思っております。それから、手続きについては今ご回答頂いたようなことで、進めてまいります。出来るだけ積極的に情報提供をして、ご意見を頂いて、いいものにしたいという趣旨でございます。よろしいですか。では時間が少しオーバー致しました。今16時46分になろうとしております。それでは、ここで開きにさせていただきます。深田委員、お願い致します。

深田 かなり時間がオーバー致しましたので、一言だけご挨拶させていただきます。昨年の12月3日にこの改定委員会の第1回を行い、第19回もの間大変にインセンティブな議論を重ねて頂きました。私は最初どうなるものかと思っております、これは腹を切ら

なければいけないかと正直心配しておりました。こうして議論を重ねている間に、非常に皆さんの間で不思議な連帯感が出来てきたというような気が致します。私自身一番思いますのは、このようなプロセスで、環境社会という切り口ですが、日本の援助について、これほど中身の濃い議論をした委員会というのは、私自身が記憶しているかぎりどこにもない。

そのような意味で、今回の JICA 環境社会配慮改定委員会というのは、それだけ色々な方に参加頂いて、これだけ援助について深い議論をして頂いたというのは、非常に大きな意味があると思います。もちろんこの提言頂いたことを、これから我々は実施を実現していかなくてはならないわけですが、ある意味では新しい色々な意味・形での官だけでなく、色々な方が参加されたプロセスの始まりではなないか。そのような意味で私は前向きに受け止めておりますし、それを受けて JICA としても頑張っ、このガイドラインを遵守に向けて、さらなる努力をしていきたいと思ひます。本当に第 19 回もの間ありがとうございました。

原科共同議長 どうもありがとうございました。我々は提言をまとめてお渡し致しますので、どうぞよろしくお願い致します。それではこれで閉会致します。どうも長い間、ご協力ありがとうございました。

午後十六時四十八分 閉会

注) * * * は、録音の状態により、聞き取りが不可能であった場所を示します。

JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会 全十九回